

REPORT 2025

JAのご案内

Japan Agricultural Cooperatives

中春別農業協同組合

DISCLOSURE CONTENTS

ごあいさつ

I. JA中春別の概要

1. 経営理念・経営方針	1
2. 主要な業務の内容	3
3. 経営の組織	6
4. 社会的責任と地域貢献活動	9
5. リスク管理の状況	12
6. 自己資本の状況	16

II. 業績等

1. 直近の事業年度における事業の概況	17
2. 最近5年間の主要な経営指標	23
3. 決算関係書類(2期分)	24

III. 信用事業

1. 信用事業の考え方	40
2. 信用事業の状況	41
3. 貯金に関する指標	43
4. 貸出金等に関する指標	44
5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高	48
6. 有価証券に関する指標	49
7. 有価証券等の時価情報	50
8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	52
9. 貸出金償却の額	52

IV. その他の事業

1. 営農指導事業	53
2. 共済事業	53
3. 販売事業	55
4. 利用加工事業	55
5. 購買事業	55

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	56
2. 自己資本の充実度に関する事項	58
3. 信用リスクに関する事項	64
4. 信用リスク削減手法に関する事項	73
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	76
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	76
7. CVAリスクに関する事項	76
8. マーケット・リスクに関する事項	77
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	77
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	78
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	80
12. 金利リスクに関する事項	81

VI. 連結情報

1. 組合およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成	83
2. 連結事業概況(令和6年度)	84
3. 連結貸借対照表・連結損益計算書・連結キャッシュ・フロー計算書・連結注記表及び連結剰余金計算書	85
4. 農協法に基づく開示債権の状況	110
5. 連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標	111
6. 連結事業年度の事業別経常収支等	112
7. 連結自己資本の充実の状況	113

VII. 役員等の報酬体系

1. 役員	140
2. 職員等	141
3. その他	141

VIII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

142

IX. 沿革・歩み

143

X. 記載項目

144

I. JA中春別の概要

1. 経営理念・経営方針

皆様方には、日頃からJA中春別をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

ディスクロージャーは貯金者保護の立場からも、金融機関の経営の健全性を高める観点から平成5年4月以降に開始する事業年度分より、経営情報の開示が適用されました。

当JAは、組合員及び地域の皆様方に一層のご理解とご信頼を深めて頂き、安心できる金融機関として本小冊子を作成いたしました。

昭和49年の新設合併および昭和58年の名称変更以来、皆様方から寄せられました、厚い信頼と暖かいご支援にお応えできますよう、さらに「地域に開かれた農協」としてお役に立てること、役職員一丸となって努めて参りますので、今後とも一層のご愛顧とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、本小冊子が当JAご利用の際の一助になれば幸いです。

令和7年6月13日

代表理事組合長 西川 寛稔

経営理念

我が地域は、酪農発展のモデル的存在としての歴史を有し、先人のたゆまざる努力により数多き苦難を乗り越え残してくれた農業の担い手と生産基盤は、何物にも換え難い最高の財産であり、さらにこの価値を高め、夢と希望と魅力ある地域を築くことが私たちに課せられた使命であります。この自覚と誇りのもと、地域の振興と活性化を推進する組織としての役割を果たすため、次の経営理念を掲げてまいります。

組織使命 ～JA中春別の存在意義

- 1) 消費者に安全・安心でおいしい農畜産物を提供します。
- 2) 組合員の営農と生活を守り、心豊かな暮らし作りに貢献します。
- 3) 地域住民に、質の高いサービスを提供します。
- 4) 地域の環境・文化・福祉に貢献します。

経営姿勢 ～経営に取り組む基本姿勢

- 1) 事業は「公正」、「誠実」、を旨とします。
- 2) 全ての物事の判断基準は、「組合員」・「利用者」の立場を起点とします。
- 3) 「他者への配慮」の姿勢を持って、事業を運営します。
- 4) 地域と共生する組織として、「社会的責任」を念頭に事業を運営します。

行動規範 ～組織構成員の行動のあり方

- 1) 常に「感謝の心」忘れずに行動します。
- 2) 時代の変化に対し、「チャレンジ精神」で望みます。
- 3) 仕事の「プロフェッショナル」を目指します。
- 4) 「順法精神」に則り行動します。

〔基本理念〕

JA中春別は、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

◇JA中春別は、人を大切にします。

◇JA中春別は、自然を大切にします。

◇JA中春別は、社会の発展に貢献します。

◇JA中春別は、豊かな暮らしの実現に貢献します。

〔基本姿勢〕

◇みなさまから信頼されるJA

◇地域から必要とされるJA

◇社会に誇れるJA中春別をめざします。

(経営方針)

◇営農・経済事業部門

地域の環境と実態に即した農業振興に努め、多様な担い手づくりと多彩な産地づくり、消費者の視点に立った安全・安心な農畜産物の生産と提供に取り組みます。当JAでは、市町村と連携し、認定農業者の育成や農業生産法人や特定農業団体の設立の推進を図ります。さらに、販売力の強化と、流通コストの低減等に取り組み、農家所得の向上を図ります。

◇信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充強化に取り組みます。

◇共済事業部門

JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、3Q訪問プロジェクトによる最適保障の提案型推進活動を展開して参ります。

2. 主要な業務の内容

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

■貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

■為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

■サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

為替振込手数料

(単位:円)

	当JA	他JA・信連 漁組・農林中金	銀行・ゆう貯・信金 信組・労金
5万円未満	0	220	550
5万円以上	0	440	770

共済事業

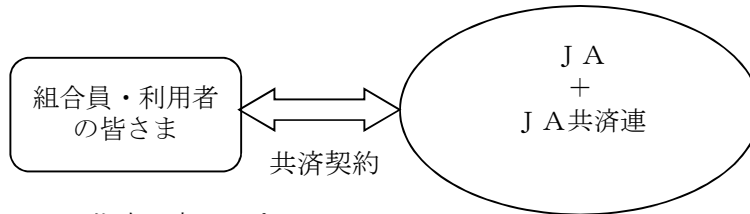
■……（事業の概要、商品紹介等）

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇JA共済の仕組み（記載は任意）

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



JA:JA共済の窓口です。

JA共済連:JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

営農指導事業

■……

営農指導事業は、JA事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく4つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全てJAの収益によってまかなわれます。

営農指導事業活動は、直接的にはJAに経済的利益をもたらしますが、他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うと共に、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。



〔農業関連事業〕

◇販売事業

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、JAが組合員に代わり一元集荷を行い、共同で多元販売を行う事業です。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めると共に、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた精算を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めております。

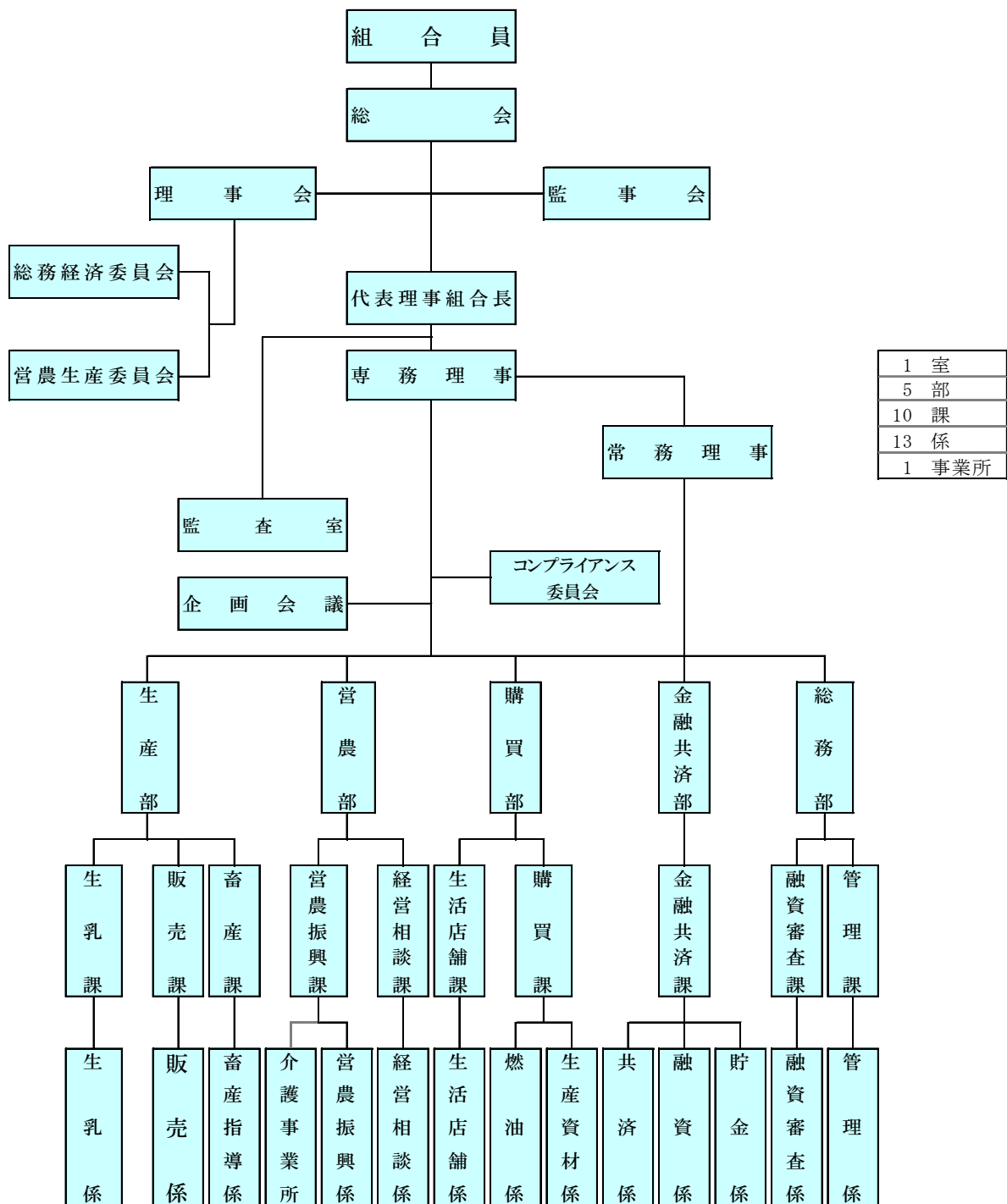
〔購買事業〕

購買事業は、肥料や農薬などの生産資材の供給、農業機械や車両の供給と修理、灯油や軽油などの燃料油脂の供給、Aコープとして親しまれる生活物資の供給が主なる事業です。

「購買事業」の原点は単に「物を売る」ことではなく、組合員の必要な物資を共同で購入して安定的に供給することにより、コスト低減や仕入条件の優位性確保の面から「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており、これはJA購買事業の特色でもあります。

3. 経営の組織

① 組織機構図



② 組合員数

	令和5年度末	令和6年度末	増 減
正 組 合 員 数	239	231	-8
個 人	212	204	-8
法 人	27	27	
准 組 合 員 数	263	264	1
個 人	241	243	2
法 人	22	21	-1
合 計	502	495	-7

③ 組合員組織の状況

(令和7年6月現在)

組 織 名	代 表 者 名	構 成 員 数
中春別酪農対策協議会	上 田 泰 治	144
中春別農協青年部	青 野 大 地	39
中春別農協女性部	齋 藤 道 子	63
J A 中春別酪農ヘルパー利用組合	柿 本 鶴 雄	136
中春別営農サポート協議会	小 湊 均	67
中春別乳牛改良同志会	寺 澤 佳 吾	40
中春別和牛研究会	久 慈 真 咲	18
中春別尿散布機械管理運営委員会	藤 原 寛 史	30
中山間事業中春別サブ集落	牧 野 修 二	155
中春別地域畜産クラスター協議会	西 川 寛 稔	151
中春別農協年金友の会	紫 藤 正 幸	67
J A 中春別青色申告会	佐 々 木 靖 裕	32
中春別乳牛検定組合	西 川 寛 稔	117

当JAの組合員組織を記載しています。

④ 地区一覧

別海町一円

⑤ 理事及び監事の氏名及び役職名

■ 役員一覧

(令和7年6月現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	西 川 寛 稔	代表 監 事	高 橋 真 悟
副組合長理事	伊 藤 一 吉	監 事	兼 松 真 武
専 務 理 事	大 山 武 永	監事（員外）	森 忠 義
常 務 理 事	真 部 朝 志		
理 事	山 崎 浩 二		
理 事	上 田 泰 治		
理 事	牧 野 修 二		
理 事	小 湊 剛 史		
理 事	大 内 由 祐		

⑥ 事務所の名称及び所在地

■ 店舗一覧

(令和6年6月現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	CD/ATM設置台数
本所	野付郡別海町中春別南町3番地	0153-76-2311	1

(店舗外CD・ATM設置台数 0 台)

⑦ 特定信用事業代理業者及び共済代理店の状況

(令和6年6月現在)

区分	氏名又は名称 (商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所 又は事業所の所在地
特定信用事業 代理業者			
共済代理店			

4. 社会的責任と地域貢献活動

開示項目例	開示内容
◆ 全般に関する事項	
■ 協同組織の特性	「当組合は、別海町一円を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。 当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。 当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、団体などにもご利用いただいております。 当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。 また、JAの総合事業をつうじて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。」
組 合 員 数	495名
出 資 金	1,536百万円
1. 地域からの資金調達の状況	
■ 貯金積金残高	17,442百万円
■ 貯金商品	○ 支援定期貯金(ささえ) ○ 優遊定期貯金 ○ 結婚支援定期貯金 ○ 学資支援定期積立貯金

開示項目例	開示内容						
2. 地域への資金供給の状況							
■ 貸出金残高	貸出金の残高について、次のような区分に分けて記載する。 (単位;百万円) <table border="1"> <tr> <td>組合員等</td><td>5,612</td></tr> <tr> <td>地方公共団体</td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td>14</td></tr> </table> 上記区分の内訳として使途別(設備資金、運転資金等)に細分化することも考えられる。 その他については、農業・系統関連とそれ以外に分けて記載することも考えられる。	組合員等	5,612	地方公共団体		その他	14
組合員等	5,612						
地方公共団体							
その他	14						
■ 制度融資取扱状況	○ 農業近代化資金 80百万円 ○ 農業基盤整備資金 40百万円 ○ 農業経営基盤強化資金 2,792百万円						
■ 融資商品	○地域農業者に対する資金メニュー 海外酪農教育資金、担い手結婚資金、新規・移転就農資金 経営継承資金、JAフルスペックローン、JAステップアップローン ○農業経営改善資金メニュー 経営改善促進支援資金、経営改善維持資金、営農基盤促進支援資金、JA新規就農応援資金 ○生活関連資金メニュー 住宅関連資金、フリーローン、JAマイカーローン JA住宅ローン、JA教育ローン						

開示項目例	開示内容
3. 文化的・社会的貢献に関する事項	
■ 文化的・社会的貢献に関する事項	地域住民の生命と財産を守るため、積極的に地元消防団への団員加入を行っております。 また、地域住民にJA組織を理解していただくため、「開かれた農協」を合い言葉に毎年、イベント(乳牛共進会、一斉売り出し、夏祭りなど)の開催と地元開催行事への積極的な参加、並びに年金相談会の開催を行っております。高齢者社会と言われる今日、地域の高齢者に対して高齢者介護支援に努めております。 日本赤十字社の献血への積極的な参加もしております。
■ 利用者ネットワーク化への取り組み	年金友の会は昭和60年に設立され、毎年、春と秋に親睦と交流を目的にボッチャとパークゴルフ大会が開催されております。また、春季旅行、秋季旅行も継続して開催され、多くの会員が参加されております。
■ 情報提供活動	広報誌「なかしゅんべつ」の毎月発行、農業情報パソコン、FAXの全戸設置やインターネットを通じた、組合員など利用者への情報提供に努めております。 また、HPも開設しております。 アドレス http://ja-nks.jp/
■ 店舗体制	本店1店舗による理不便解消に向け、電話、FAX等による申込配達、取りまとめ購買事業に努めております。

5. リスク管理の状況

■ リスク管理体制

[リスク管理基本方針]

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

独占禁止法・下請法に違反する行為又は違反する恐れのある行為は行いません。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、融資審査課を設置し、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ 内部監査の体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、課題の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの全ての部署を対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長・理事会及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

■ 法令遵守の体制(コンプライアンスの取組みについて)

○基本方針

当JAは創業以来「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げこの基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

●運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部門にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- ・ 員外監事の登用
- ・ 学経理事の登用
- ・ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ・ 顧問弁護士との契約
- ・ 融資審査体制の整備
- ・ 内部審査室の設置
- ・ 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- ・ 役職員の法務研修派遣の実施
- ・ 法令等の内部勉強会の実施

金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容を店頭で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話:0153-76-2311(月～金 9時から17時15分))

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

札幌弁護士会紛争解決センター(電話:011-251-7730)

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)にお申し出ください。なお、札幌弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

6. 自己資本の状況

① 自己資本比率の充実

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、30.02%となりました。

② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	中春別農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	3,280百万円(前年度3,232百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「V 自己資本の充実の状況」に記載しております。

Ⅱ 業 績 等

1. 直近の事業年度における事業の概要

1. 組合の事業活動の概況

(1) 事業の概要

イ 全般的概況

令和 6 年度の国内経済は、回復基調にありましたが、自然災害の多発や不安定な国際情勢、円安などを背景に、広い分野で物価高が顕著に現れ、国民の消費意欲に停滞が見られました。農業分野においては、食料安全保障への懸念や生産資材の高止まりが農業経営に甚大な影響を与える中、四半世紀ぶりに食料・農業・農村基本法が改正され、現状に即した基本理念の見直しと、「食料安全保障の抜本的強化」、「環境と調和の取れた産業への転換」等の実現に向け、食料・農業・農村基本計画策定が行われております。

北海道農業については、春先から天候に恵まれ、夏場は一部の地域において大雨による影響はありましたが、主要な作物は概ね平年並み以上の作柄となりました。当地区の粗飼料収穫状況については、天候に恵まれ作業も順調に進み、後半には長雨もありましたが、全般的に良質な粗飼料が収穫できました。

酪農情勢においては、バターの安定供給の必要性や一昨年のも暑による生乳生産の落ち込み、生産コストの高騰・高止まりを見て、生乳の需給改善を図りつつ、抑制・減産型計画生産下からの脱却を目指すとして、系統指定団体における令和 6 年度全道生乳生産目標数量は 403 万トン（前年度実績対比 103.0%）に設定されましたが、酪農家の減少もあって 395 万トン（前年度実績対比 101.0%）の実績となりました。目標達成には至りませんでした。心配された夏の暑さが昨年ほど厳しくならなかったことや各地で様々な増産対策を実施したこともあり、前年度を上回る実績となりました。個体販売では、初妊牛等の価格は前半の下落傾向から後半は回復も見られましたが、初生ホル牡は下落・低迷が続き、経営経済の安定化に不安を残すこととなりました。

政策価格関係では、加工原料乳生産者補給金が 23 銭引き上げの 8 円 92 銭/kg、集送乳調整金が 3 銭引き上げの 2 円 68 銭/kg、合せて 26 銭/kg 引き上げの 11 円 60 銭/kg となりましたが、A L I C 事業として流通合理化奨励金 7 銭/kg が交付され、計 11 円 67 銭/kg となりました。交付対象数量は 325 万トンで前年度据置きとなりましたが、関連対策として 18 万トンが上乘せされ、うち 5 万トンに

補給金等相当額（11 円 67 銭/kg）が、残り 13 万トンにはバター向け限定で同額が交付されることとなりました。引き続きチーズ向けへの支援も継続され、予算総額は前年度より約 7 億円増の 393 億円となりました。

用途別乳価は、集団飲用乳向けは 10 円/kg の引き上げとなりましたが、前年度の期中値上げと飲用乳消費の低迷を見て、それ以外は全用途据え置きとなりました。なお、全国協調による脱脂粉乳在庫対策は、引き続き継続されましたが、生産者拠出金を 5 銭/kg 圧縮し、35 銭/kg とすることでプール乳価の上昇を見込み、期中においては、成分価値比率を現行の乳脂肪分：無視固形分＝40：60 から 50：50 へ変更されております。

このような中、当 J A の生乳生産実績は 11 万 97 百トンとなりました。組合員をはじめご家族皆様の生乳生産に取り組まれた日々のご努力に敬意と感謝を申し上げ、令和 6 年度の事業成果について、次のとおり報告いたします。

ロ 主要な事業活動の内容

□販売部門

全道生乳生産目標数量は、前年度実績対比 103.0% で設定されましたが、当 J A の生乳受託数量（4 月～3 月）は、目標数量 119,868 トン（前年度実績対比 102.0%）のところ、119,682 トン（前年度実績対比 101.9%）の実績となり、離農の影響もあり目標には若干届きませんでした。前年度より 2,242 トンの増産となりました。生乳販売額（補給金含）は、148 億 22 百万円で、前年度より 8 億 21 百万円の増となりました。個体販売では、13,293 頭（前年度差△549 頭）、販売額 27 億 96 百万円で、低迷していた市場相場の後半に一部回復も見られ、前年度より 80 百万円の増となり、生乳・個体合わせた総販売額は、過年度の乳価引上げもあって、過去最高の 176 億 18 百万円（前年度差＋9 億 1 百万円）の実績となりました。また、独自対策「乳用後継牛確保対策事業」による育成牛導入への支援を行いました。

□畜産指導（人工授精）部門

授精頭数は 5,204 頭（前年度実績対比 73.5%）となり、離農や開業授精所への異動があつて、前年度より 1,872 頭の減となりました。乳牛改良をはじめ、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業による優良精液・受精卵利用、生産基盤維持強化対策事業による乳用牛へのワクチン接種・削蹄、和牛受精卵移植による付加価値対策、超音波画像診断装置を活用した分娩間隔の短縮、家畜防疫対策（牛舎消毒、害虫駆除）に取り組んでまいりました。J A 乳牛共進会については、会場場所での熊被害発生で中止いたしましたが、中春別乳牛改良同志会と連携したゲノム講習会の開催や中春別和牛研究会と連携した和牛振興への取り組みを行いました。

□生乳部門

高品質な生乳生産に向け、良質生乳生産推進委員会・各地区酪農振興会・関係機関と連携しながら意識啓蒙活動や良質粗飼料生産利用対策委員会と合同による暑熱対策に係る講習会を開催し、独自対策としてミルカー・バルククーラーの点検・洗浄料金助成、「良質乳生産基盤強化支援事業」による搾乳機器の補改修やバルククーラー導入への助成を行い、乳質改善に努めてまいりました。また、ミルクドクター検査の推進・検査キットの配付、バルク保険加入の推進、各種検査に基づく良質乳生産への現地指導、サルモネラなど特定疾病の発生に伴う感染防止と早期清浄化に取り組んでまいりました。なお、ミルクドクター検査の励行を推進してきたこともあって、本年度におけるミルクローリー車への抗生物質混入事故はありませんでした。

□経営相談部門

地域農業振興計画の意向調査に基づき、個別の課題解決に向けた相談業務に努めてまいりました。地域酪農収益力向上や省力化を目的とした畜産クラスター事業による農業機械の導入、独自対策「飼養管理施設長期有効活用整備事業」による既存施設補改修への助成、「良質乳生産環境維持対策事業」による畜舎内設備資金への利子助成、「乳用牛確保対策事業」による搾乳牛導入への助成などによって生産基盤の充実を図り、経営改善プロジェクトでは、対象経営体の早期自立のため生産技術の向上に取り組んでまいりました。また、担い手対策では、「みらい塾」による酪農後継者の育成、別海町「菊と緑の会」への参加、環境汚染防止対策では家畜排泄物・雑排水の適正管理に係る現地巡回、農作業事故防止と労災加入、非常時に備えた啓発（発電機試運転等）を行ってまいりました。

□営農振興部門

良質な自給飼料の安定確保に向け、衛星画像による植生診断マップの提供や一部費用の助成を行い、各種草地整備事業及び土改材・消化液の有効活用の推進、簡易更新機・追播機の貸出し、良質粗飼料生産利用対策委員会では良質生乳生産推進委員会と合同による乳牛飼養管理に係る講習会を開催いたしました。草地整備全体の面積は、664haで更新率4.2%（前年度差+0.6%）の実績となり、別海北部地区国営かん排事業では、1戸（累計49戸）の施設整備を行いました。担い手・労働補完対策では、関係組織と連携した学校訪問や新農業人フェア・就職説明会への参加を通じてインターンシップの受け入れを行い、ヘルパー利用組合では3名を新規採用、営農サポート協議会では外国人技能実習生8名を含む11名を受入れております。消費拡大関係では青年部・女性部との連携によるギフト商品の取りまとめ、健康管理対策では巡回ドック・定期健診への助成による受診奨励を行ってまいりました。また、中山間事業交付金からは、廃プラスチック類等の運搬費用の助成を行い、適正処理への支援をいたしました。なお、環境保全対策として例年行っておりますJA植樹祭は、地区内での熊被害発生により中止しております。

訪問介護事業は、家族の負担軽減及び利用者の立場に立ったサービスの提供

に努めてまいりました。改めて業務内容を点検し、一層の信頼と安心できるサービス提供に努めてまいります。

◇ J A 青年部

昨年度、青年部創立 50 周年記念式典を挙行し、本年度は各部会活動の充実に努めてまいりました。研修部会では道内の先進的な大規模酪農経営や最新の農業機械に係る視察研修、乳牛改良同志会講習会への参加、交流部会では新入部員歓迎会や J A 職員との交流会・新年交礼会・部員懇親会で相互の親睦を図り、消費拡大部会では女性部と合同のお中元・お歳暮ギフトの取りまとめ、ロールバックメッセージの作成、コラボカレーは町外イベントへの出店による事業拡大を試み、J A 全道青年部大会でカレー販売の取り組みについて発表いたしました。また、環境保全運動として中春別クリーン作戦への参加、農政運動では中春別酪農対策協議会と合同での道農政部・農水省・国会議員との意見交換・要請活動、根室地区青年部協議会事業への参加、A コープ春の感謝祭・秋の収穫祭と J A 夏まつりへの協力、地域農業振興計画・J A 中期経営計画に係る J A との意見交換会を行ってまいりました。若手農業者として、より効率的で「力強い酪農経営の確立」を目指すと同時に地域社会を盛り上げてまいります。

◇ J A 女性部

本年度は、女性部創立から 50 周年を迎え、記念式典の挙行を中心に各種活動を行ってまいりました。中春別クリーン作戦への参加、J A 敷地内花壇整備、店舗利用者懇談会への参加、A コープ春の感謝祭・秋の収穫祭と J A 夏まつりへの協力、青年部と合同のお中元・お歳暮ギフトの取りまとめ、乳牛の繁殖に係る講習会、根室地区女性協議会事業への参加、地域農業振興計画・J A 中期経営計画に係る J A との意見交換会など行ってまいりました。また、コロナウイルスが落ち着いてきたことから道外視察研修を実施、部員相互の交流を深めました。部員懇談会において、今後の女性部活動の在り方を再確認し、魅力と活力ある女性部組織を目指してまいります。

◇ 農政活動

将来に亘り、安定した生産活動ができる酪農・畜産政策実現のため、中春別酪農対策協議会と連携のもと、道内選出国會議員・農水省・道農政部への要請運動及び意見交換会を実施いたしました。引き続き、経営安定に資する恒常的対策の確立と地域特性を踏まえた政策要求に向けて運動展開をしてまいります。

□ 購買部門

生産資材部門では、営農コスト低減対策として飼料利用奨励、独自対策「生産性向上整備」による施設環境整備への助成、草地整備資材の原価供給、牧草放牧資材・暑熱対策資材・衛生管理資材の廉価供給に取り組みました。系統肥料では、早取り推進による価格折込み奨励対策を実施いたしました。また、暑熱対策として、独自対策「換気扇等導入事業」による助成と飼料給与技術指導に取り組んでまいりました。

給油所部門では、近隣市況を勘案し、備蓄施設を活用した仕入に努め、営農灯油奨励対策、消火器の取りまとめによる廉価供給、油類タンクの定期洗浄、牧草収穫作業時の円滑な配送、タイヤキャンペーン・各種コーティング作業を実施し、顧客サービスの充実に努めてまいりました。

生活店舗部門では、特売日の定期開催、地元産牛肉の販売、近隣ベーカリー・菓子店・飲食店との連携販売、恒例のキッチンカーによる集客、LINE 公式アカウントを活用した宣伝広告と効率的宅配事業に取り組んでまいりました。また、町内イベントへの出店、別海町ふるさと納税品発送の取り扱い、オリジナル商品については、新たに大消費地での PR 活動や別海町観光協会での委託販売を開始、店舗事業の拡充を図ってまいりました。

□信用部門

組合員・地域利用者の利便性やニーズに対応した総合金融サービスの提供に努めてまいりました。JA ネットバンクの利用推進、年金受取顧客の獲得に努め、年度末貯金残高は 174 億 42 百万円となり、前年度より 84 百万円の増加となりました。各種資金の貸出しでは、営農関連資金に加え、独自対策「草地整備促進支援事業」による草地整備資金への利子助成、農業機械高騰対策として導入資金の償還期間延長など実施し、営農支援に努めてまいりました。貸付金残高(受託資金含)は、89 億 37 百万円で、前年度より 5 億 89 百万円の減少となりました。引き続き、信頼される金融機関として内部管理態勢の厳格化のもと、信用事業の充実に努めてまいります。

□共済部門

「寄り添う」、「届ける」、「繋がる」活動によるライフラインに対応した万一保障・生存保障分野を広く推進し、罹災・事故処理の適正化・迅速化と利用者満足度向上に努めてまいりました。推進総合目標 121 万ポイントと長期重点施策目標 16 万ポイントを共に達成し、JA 共済アプリの普及と各種保障内容の充実を図ってまいりました。引き続き、組合員・利用者のニーズに応える安心な保障を提供してまいります。

□管理・融資審査部門

管理部門では、組合財務の健全化に向け自己資本の増強に努め、年度末出資金残高は 15 億 36 百万円となり、前年度より 36 百万円の増加となりました。早期警戒制度に係る JA 収支安定化への取り組み、適正な自己査定による引き当て、事務の効率化、事業管理費節減に向けた業務費の精査、新たな情報発信サービス(JA コネクト)導入に向けた関係機関との協議を行ってまいりました。職員の資質向上関係では、各種研修会への参加や資格認定試験の推奨、指導機関と連携した不祥事未然防止策、コンプライアンスプログラムの実践に努めてまいりました。また、JA 合併 50 周年記念式典の挙行・記念誌発刊への準備、次世代へつなぐ中春別学校区コミュニティスクールと連携した中学生向け出張授業(生乳流通の仕組み)、消費拡大関係では地元保育園・小中学校にソフトクリーム券の配布を行いました。なお、新事務所の建設に当たっては、役職員によ

る管外 J A 事務所の視察、職員からの意見聴取、理事会協議を経て検討委員会において建設位置の協議・確認を行い、基本設計に取り掛かっております。子会社については、子会社管理規程に基づいた経営管理に努めておりますが、各社の課題を整理し、経営の健全化に向けて取り進めてまいります。

融資審査部門では、円滑・適正な審査に努めてまいりました。

□監査室

中央会と連携した部門別監査、個人情報取扱いに係る監査、出納監査・無通告監査、また、監事と連携した子会社監査を実施いたしました。なお、今後は不祥事未然防止対策に係る定期点検を含めて、監査機能の充実に努めてまいります。

□総体事業収支

第 50 回通常総会でご承認をいただいた剰余金の処分については、定款に基づいた法定の利益準備金、任意積立金、出資配当、事業分量配当の処理をさせていただきました。令和 6 年度の事業収支については、離農や市場金利引上げの影響もありましたが、概ね順調に推移し、当初計画を上回る剰余金となりました。組合員皆様の J A ご利用に感謝を申し上げます。

当期の剰余金処分案については、利益準備金、任意積立金、出資配当及び事業分量配当の提案をさせていただきます。本決算のご承認をいただきたく宜しくお願い申し上げます。

この一年、組合員皆様のご理解とご協力、併せて系統連合会をはじめ行政並びに関係機関各位のご指導に厚くお礼申し上げ、事業報告といたします。

(2) 当該事業年度における重要事項

施行規則第 138 条第 1 項第 3 号に該当する事項はありません。

(3) 対処すべき重要な課題

1. 地域農業振興計画（R4～R9）・第 13 次中期経営計画（R7～R9）の推進
2. ①自己改革の実践方針（農業者の所得増大の取組）、②中長期の収支シミュレーションを踏まえた経営基盤強化の取組、③准組合員の意思反映及び事業利用方針を総会で決定する等（「3 つの方針」）への対応については、別記のとおりです。

(4) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円、人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	7,206	8,135	5,790	5,647	5,544
信用事業収益	189	180	216	228	187
共済事業収益	72	72	71	68	68
農業関連事業収益	6,007	6,832	4,623	4,466	4,393
その他事業収益	938	1,051	880	885	896
経常利益	207	220	135	192	117
当期剰余金(注)	176	191	138	182	116
出資金	1,531	1,514	1,520	1,500	1,536
出資口数	306,145	302,789	303,991	300,065	307,254
純資産額	3,126	3,216	3,230	3,307	3,314
総資産額	25,990	26,440	26,443	27,050	26,646
貯金等残高	16,310	16,792	16,836	17,358	17,442
貸出金残高	6,823	6,663	6,335	5,992	5,625
有価証券残高	0	0	0	0	0
剰余金配当金額	69	79	98	99	55
出資配当の額	19	19	18	19	15
事業利用分量配当の額	50	60	80	80	40
職員数	76人	75人	73人	78人	73人
単体自己資本比率	27.48%	28.19%	28.18%	28.63%	30.02%

注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

3. 決算関係書類(2期分)

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1 信用事業資産	21,766,682	21,392,335	1 信用事業負債	20,684,880	20,402,596
(1) 現金	77,662	63,393	(1) 貯金	17,357,930	17,441,743
(2) 預金	15,238,403	15,572,191	(2) 借入金	3,120,596	2,844,979
系統預金	(15,199,806)	(15,515,681)	(3) その他の信用事業負債	139,343	78,663
系統外預金	(38,597)	(56,510)	未払費用	(5,289)	(9,144)
(3) 貸出金	5,992,342	5,625,331	その他の負債	(134,054)	(69,519)
(4) その他の信用事業資産	408,020	113,472	(4) 債務保証	67,011	37,211
未収収益	(34,622)	(32,284)			
その他の資産	(373,398)	(81,188)	2 共済事業負債	53,748	53,011
(5) 債務保証見返	67,011	37,211	(1) 共済資金	28,987	28,096
(6) 貸倒引当金	△ 16,756	△ 19,263	(2) 未経過共済付加収入	24,603	24,745
			(3) 共済未払費用	158	170
2 共済事業資産	626	508	3 経済事業負債	2,327,769	2,220,501
(1) 共済未収収益	628	508	(1) 経済事業未払金	(2,253,606)	(2,154,218)
(2) 貸倒引当金	△ 2	0	(2) 未払費用	(74,163)	(66,283)
3 経済事業資産	2,166,681	2,232,275	5 雑負債	554,728	518,205
(1) 経済事業未収金	1,566,090	1,597,215	(1) 未払法人税等	25,811	18,492
(2) 棚卸資産	156,996	168,551	(2) リース債務	462,074	442,664
購買品	(142,755)	(156,734)	(3) その他の負債	66,843	57,049
その他の棚卸資産	(14,241)	(11,817)	6 諸引当金	121,994	138,260
(3) その他の経済事業資産	448,982	468,061	(1) 賞与引当金	15,317	17,210
未収収益	(88,563)	(122,124)	(2) 退職給付引当金	47,952	53,959
その他の経済事業資産	(360,419)	(345,937)	(3) 役員退職慰労引当金	58,725	67,091
(4) 貸倒引当金	△ 5,387	△ 1,552	負債の部合計	23,743,119	23,332,573
			(純 資 産 の 部)		
4 雑資産	581,266	517,358	1 組合員資本	3,306,652	3,313,692
組勘未決裁勘定	(514,832)	(461,359)	(1) 出資金	1,500,325	1,536,270
その他の雑資産	(66,434)	(55,999)	(2) 資本準備金	1,734	1,734
5 固定資産	774,035	740,617	(3) 利益剰余金	1,815,313	1,792,688
(1) 有形固定資産	774,035	740,617	利益準備金	544,505	578,505
建物	936,637	936,637	その他利益準備金	1,270,808	1,214,183
構築物	421,590	421,590	金融基盤強化積立金	597,868	597,868
機械装置	44,632	44,632	経営安定対策積立金	100,000	100,000
土地	290,314	290,314	組合事業推進積立金	50,000	28,000
リース資産	152,338	152,338	事務所建設積立金	60,000	90,000
その他の有形固定資産	65,581	64,496	税効果積立金	26,679	27,937
減価償却累計額	△ 1,137,057	△ 1,169,390	特別積立金	254,127	254,127
6 外部出資	1,732,544	1,733,324	当期末処分剰余金	182,134	116,251
(1) 外部出資	1,733,044	1,733,824	(うち当期剰余金)	165,342	75,995
系統出資	(1,096,648)	(1,096,648)	(4) 処分未済持分	△ 10,720	△ 17,000
系統外出資	(525,496)	(526,276)	純資産の部合計	3,306,652	3,313,692
子会社等出資	(110,900)	(110,900)			
(2) 外部出資等損失引当金	△ 500	△ 500			
7 繰延税金資産	27,937	29,848	負債及び純資産の部合計	27,049,771	26,646,265
資産の部合計	27,049,771	26,646,265			

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業総利益	810,866	722,589	(11) 介護保険事業収益	10,061	9,818
事業収益	5,558,055	5,490,376	(12) 介護保険事業費用	13,342	12,521
事業費用	4,747,191	4,767,787	介護保険事業総利益	△ 3,281	△ 2,703
(1) 信用事業収益	175,399	170,002	(13) 指導事業収入	161,643	152,849
資金運用収益	147,868	148,645	(14) 指導事業支出	61,383	59,492
(うち預金利息)	(291)	(4,243)	(うち貸倒引当金繰入額・戻入)	(△244)	(△507)
(うち受取奨励金)	(65,236)	(66,194)	指導収支差額	100,260	93,357
(うち貸出金利息)	(82,341)	(78,208)	(15) その他事業収益	296,588	312,206
役務取引等収益	5,468	5,638	(16) その他事業費用	215,963	256,210
その他経常収益	22,063	15,719	(うち貸倒引当金繰入額・戻入)	(△146)	(△2)
(2) 信用事業費用	△ 12,222	37,470	その他事業総利益	80,625	55,996
資金調達費用	13,540	24,695	2 事業管理費	629,214	633,640
(うち貯金利息)	(482)	(12,876)	(1) 人件費	412,721	414,865
(うち給付補填備金繰入)	(0)	(2)	(2) 業務費	79,443	82,291
(うち借入金利息)	(13,058)	(11,817)	(3) 諸税負担金	35,809	33,271
役務取引等費用	3,816	3,934	(4) 施設費	96,532	94,367
その他経常費用	△ 29,578	8,841	(5) その他事業管理費	4,709	8,846
(うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	(△35,791)	(△2,507)	事業利益	181,652	88,949
信用事業総利益	187,621	132,532	3 事業外収益	44,914	57,320
(3) 共済事業収益	68,394	68,196	(1) 受取雑利息	1,528	4,397
共済付加収入	64,318	63,336	(2) 受取出資配当金	8,142	10,818
その他の収益	4,076	4,860	(3) 賃貸料	9,814	9,706
(4) 共済事業費用	1,155	1,143	(4) 子会社賃貸料	18,134	24,720
共済推進費	958	984	(5) 雑収入	7,296	7,679
その他の費用	197	159	4 事業外費用	34,711	29,388
(うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	(0)	(-2)	(1) 寄付金	980	580
共済事業総利益	67,239	67,053	(2) 賃貸償却費	23,569	19,197
(5) 購買事業（農業関連）収益	4,146,778	4,169,696	(3) 雑損失	10,417	10,198
購買品供給高	3,934,625	3,982,132	(4) 貸倒引当金繰入額・戻入益（事業外）	△ 255	△ 587
購買手数料	88,459	85,930	経常利益	191,855	116,881
その他の収益	123,694	101,634	5 特別利益	0	409
(6) 購買事業（農業関連）費用	3,891,836	3,912,297	(1) 外部出資等引当金繰入	0	0
購買品供給原価	3,720,645	3,754,037	(2) 固定資産処分益	-	409
購買配達費	37,911	44,927	(3) その他の利益	-	0
その他の費用	133,280	113,333	6 特別損失	0	22,505
(うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	(△62)	(△463)	(1) 外部出資等引当金繰入	0	0
購買事業（農業関連）総利益	254,942	257,399	(2) 固定資産処分損	0	243
(7) 購買事業（生活その他）収益	238,473	237,712	(3) 換気扇等導入事業助成金	0	22,262
店舗購買品供給高	220,133	219,132	税引前当期利益	191,855	94,785
店舗購買手数料	12,212	11,629	法人税・住民税及び事業税	27,771	20,701
その他の収益	6,128	6,951	法人税等調整額	△ 1,258	△ 1,911
(8) 購買事業（生活その他）費用	215,352	220,369	法人税等合計	26,513	18,790
購買品供給原価	186,117	187,155	当期剰余金	165,342	75,995
その他の費用	29,235	33,214	当期首繰越剰余金	16,792	18,256
(うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	(△15)	(△8)	組合事業推進対策積立金取崩額	0	22,000
購買事業（生活その他）総利益	23,121	17,343	税効果積立金取崩額	0	0
(9) 販売事業収益	491,931	401,136	当期未処分剰余金	182,134	116,251
販売品販売高	203,226	97,670			
販売手数料	93,854	97,600			
その他の収益	194,851	205,866			
(10) 販売事業費用	391,592	299,524			
販売品供給原価	196,291	94,410			
販売費	172,435	179,794			
その他の費用	22,866	25,320			
(うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	(△314)	(△2,860)			
販売事業総利益	100,339	101,612			

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和5年度	令和6年度
1 当期末処分剰余金	182,134	116,251
2 剰余金処分額	163,878	103,104
(1) 利益準備金	34,000	16,000
(2) 任意積立金	31,258	31,911
金融基盤強化積立金		
経営安定対策積立金		
事務所建設積立金	30,000	30,000
税効果積立金	1,258	1,911
組合事業推進対策積立金		
(3) 出資配当金	18,620	15,193
(4) 事業分量配当金	80,000	40,000
4 次期繰越剰余金	18,256	13,147

注) 1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

令和5年度	1.25%	令和6年度	1.00%
-------	-------	-------	-------

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

令和5年度	18,256	令和6年度	13,147
-------	--------	-------	--------

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

種類	積立目的	目標金額	積立基準	取崩基準
税効果積立金	繰延税金資産計上額	なし	法人税等調整額	法人税等調整額
経営安定対策積立金	組合員の経営安定のため	1億円	毎事業年度の剰余金	組合員の経営安定対策
金融基盤強化積立金	金利変動・貸付リスク等	毎年貯金残高の1,000分の50	毎年貯金残高の1,000分の1.5	金利変動・貸付リスク等への対処
組合事業推進対策積立金	組合事業の推進	5千万円	毎事業年度の利益剰余金	組合事業推進に係る支出
特別積立金	組合事業の推進改善発達	なし	毎事業年度の利益剰余金	総会決議
事務所建設積立金	新事務所建設等に係る費用	2億円	毎事業年度の利益剰余金	積立目的に基づく事由の発生により支出

令和6年度 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式 総平均法による原価法

②その他有価証券

〔市場価格のない株式等以外のもの〕 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購 買 品 売価還元法による原価法。

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

②貯 蔵 品 最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産含む)

定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物付属設備除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法) を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準によりつぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者 (以下「破綻先」という) に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者 (以下「実質破綻先」という) に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込み額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 (以下「破綻懸念先」という) に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業 (農業関連・生活その他)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 29,848 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。課税所得の見積については、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 - 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 21,647 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は229,699千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物 144,034 千円 構築物 23,372 千円 車両運搬具 40,258 千円 機械装置 22,035 千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務用自動車、信用端末器、信用システム、共済端末機、パソコン、石油ローリー車、コピー機、自動洗車機、スタンド機器、A T M、コンピューターサーバーについては、リース契約により使用しております。

リース債権並びにリース債務残高のうち、転貸リース取引については、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上しており、その内訳は以下の通りです。

リース債権	344,807 千円
リース債務	344,807 千円

(3) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	5,348 千円
子会社に対する金銭債務の総額	67,740 千円

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	-千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	-千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

- イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他組合の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの
- ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの
- ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

- ① 債権のうち破産更生債権及びこれに準ずる債権はありません。危険債権額は 0 千円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。
- ② 債権のうち、三月以上延滞債権額は 0 千円、貸出条件緩和債権はありません。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
- ③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は（①及び②の合計額）は 0 千円です。
 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書関係

(1) 子会社との取引高の総額

子会社との取引による収益総額	426,745 千円
うち事業取引高	400,810 千円
うち事業取引以外の取引高	25,935 千円
子会社との取引による費用総額	31,863 千円
うち事業取引高	25,407 千円
うち事業取引以外の取引高	6,456 千円

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針
 組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
 保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。借入金は、組合員の貸出の原資として借入れた、北海道、全国土地改良事業団体連合会、(株)日本政策金融公庫からの借入金です。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 イ 信用リスクの管理
 個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
- ロ 市場リスクの管理
 金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
- 市場リスクに係る定量的情報
 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要

なりリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.90%上昇したものと想定した場合には、経済価値が9,714千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスク管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	15,572,191	15,535,389	▲36,802
貸出金	5,625,331		
貸倒引当金(*1)	△19,263		
貸倒引当金控除後	5,606,068	5,495,006	▲111,062
経済事業未収金	1,597,215		
貸倒引当金(*2)	△1,552		
貸倒引当金控除後	1,595,663	1,595,663	-
資産計	22,773,922	22,626,058	▲147,864
貯金	17,441,743	17,402,221	▲39,522
借入金	2,844,979	2,680,235	▲164,744
経済事業未払金	2,154,218	2,154,218	-
負債計	22,440,940	22,236,674	▲204,266

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています

(*2)経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額 (単位：千円)

外部出資(*)	1,733,824
外部出資等損失引当金	△500
引当金控除後	1,733,324

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	15,572,191	-	-	-	-	-
貸出金(*1)(*2)	819,990	561,866	512,788	478,564	426,628	2,825,496
経済事業未収金	1,597,215	-	-	-	-	-
合 計	17,989,396	561,866	512,788	478,564	426,628	2,825,496

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 205,342 千円については「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 0 千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	15,920,292	522,843	356,831	96,484	545,294	-
借入金	279,234	266,562	234,401	218,983	205,683	1,640,116
合 計	16,199,526	789,405	591,232	315,467	750,977	1,640,116

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職給付制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△47,952 千円
① 退職給付費用	△20,538 千円
② 退職給付の支払額	385 千円
③ 特定退職金共済制度への拠出金	14,146 千円
調整額合計	△6,007 千円 ①～③の合計
期末における退職給付引当金	△53,959 千円 期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△244,402 千円
② 特定退職金共済制度 (J A全国共済会)	190,443 千円
③ 未積立退職給付債務	△53,959 千円 ①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△53,959 千円
⑤ 退職給付引当金	△53,959 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	20,538 千円
② 臨時に支払った割増退職金	682 千円
合計	21,221 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した額は、特例業務負担金 6,064 千円となっています。

また、翌事業年度以降において負担することが見込まれる特例業務負担金の総額は、38,292 千円(令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの負担金将来見込額)となっています。

7. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	-千円
賞与引当金	4,760 千円
退職給付引当金	15,314 千円
役員退職慰労引当金	19,041 千円
減価償却超過額	8,650 千円
外部出資損失引当金	142 千円
未払事業税	1,124 千円
繰延税金資産小計	49,031 千円
評価性引当額	△ 19,183 千円
繰延税金資産合計	29,848 千円
繰延税金資産の純額	29,848 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.57%
事業分量配当金	△11.67%
住民税均等割・事業税率差異等	2.30%
各種税額控除等	0.00%
評価性引当額の増減	2.44%
その他	△0.61%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.82%

(3) 税率の変更による繰延税金資産への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は232千円減少し、法人税等調整額は232千円増加しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和5年度 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 総平均法による原価法

② その他有価証券

〔市場価格のない株式等以外のもの〕 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購入品 売価還元法による原価法。

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産含む)

定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物付属設備除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法) を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準によりつぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者 (以下「破綻先」という) に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者 (以下「実質破綻先」という) に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込み額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 (以下「破綻懸念先」という) に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業 (農業関連・生活その他)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 27,937 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。課税所得の見積については、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 - 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 23,563 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は229,699千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物 144,034 千円 構築物 23,372 千円 車両運搬具 40,258 千円 機械装置 22,035 千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務用自動車、信用端末器、信用システム、共済端末機、パソコン、石油ローリー車、コピー機、自動洗車機、スタンド機器、A T M、コンピューターサーバーについては、リース契約により使用しております。

リース債権並びにリース債務残高のうち、転貸リース取引については、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上しており、その内訳は以下の通りです。

リース債権	358,854 千円
リース債務	358,854 千円

(3) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	-千円
子会社に対する金銭債務の総額	72,719 千円

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	-千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	-千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

- イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他組合の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの
- ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの
- ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

- ① 債権のうち破産更生債権及びこれに準ずる債権はありません。危険債権額は 41,171 千円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。
- ② 債権のうち、三月以上延滞債権額は 54,797 千円、貸出条件緩和債権はありません。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
- ③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は（①及び②の合計額）は 95,968 千円です。
 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書関係

(1) 子会社との取引高の総額

子会社との取引による収益総額	453,208 千円
うち事業取引高	431,345 千円
うち事業取引以外の取引高	21,863 千円
子会社との取引による費用総額	29,985 千円
うち事業取引高	25,910 千円
うち事業取引以外の取引高	4,075 千円

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針
 組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
 保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。借入金は、組合員の貸出の原資として借入れた、北海道、全国土地改良事業団体連合会、(株)日本政策金融公庫からの借入金です。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 イ 信用リスクの管理
 個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
- ロ 市場リスクの管理
 金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
- 市場リスクに係る定量的情報
 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要

なりリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.60%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,019千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスク管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	15,238,403	15,226,431	▲11,972
貸出金	5,992,342		
貸倒引当金(*1)	△16,756		
貸倒引当金控除後	5,975,586	5,978,264	2,678
経済事業未収金	1,566,090		
貸倒引当金(*2)	△5,387		
貸倒引当金控除後	1,560,703	1,560,703	-
資産計	22,774,692	22,765,398	▲9,294
貯金	17,357,930	17,344,325	▲13,605
借入金	3,120,596	3,025,217	▲95,379
経済事業未払金	2,253,606	2,353,606	-
負債計	22,732,132	22,723,148	▲108,984

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています

(*2)経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額 (単位：千円)

外部出資(*)	1,733,044
外部出資等損失引当金	△500
引当金控除後	1,732,544

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	15,238,403	-	-	-	-	-
貸出金(*1)(*2)	814,425	574,523	536,882	486,356	449,890	3,075,469
経済事業未収金	1,566,090	-	-	-	-	-
合 計	17,618,918	574,523	536,882	486,356	449,890	3,075,469

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 168,631 千円については「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 54,797 千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	15,995,383	456,468	541,689	154,751	209,639	-
借入金	310,402	278,524	265,854	233,694	218,278	1,813,843
合 計	16,305,785	734,992	807,543	388,445	427,917	1,813,843

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職給付制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△44,845 千円
① 退職給付費用	△18,764 千円
② 退職給付の支払額	1,210 千円
③ 特定退職金共済制度への拠出金	14,447 千円
調整額合計	△3,107 千円 ①～③の合計
期末における退職給付引当金	△47,952 千円 期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△228,318 千円
② 特定退職金共済制度 (J A全国共済会)	180,366 千円
③ 未積立退職給付債務	△47,952 千円 ①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△47,952 千円
⑤ 退職給付引当金	△47,952 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	18,764 千円
② 臨時に支払った割増退職金	1,978 千円
合計	20,743 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した額は、特例業務負担金 5,740 千円となっています。

また、翌事業年度以降において負担することが見込まれる特例業務負担金の総額は、40,538 千円(令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの負担金将来見込額)となっています。

7. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	-千円
賞与引当金	4,237 千円
退職給付引当金	13,263 千円
役員退職慰労引当金	16,243 千円
減価償却超過額	8,876 千円
外部出資損失引当金	138 千円
未払事業税	1,562 千円
繰延税金資産小計	44,319 千円
評価性引当額	<u>△ 16,382 千円</u>
繰延税金資産合計	27,937 千円
繰延税金資産の純額	<u>27,937 千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.87%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.58%
事業分量配当金	△11.53%
住民税均等割・事業税率差異等	1.14%
各種税額控除等	0.00%
評価性引当額の増減	△3.84%
その他	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.82%

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■ 部門別損益計算書
【令和5年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	5,647,357	227,947	68,396	4,302,831	885,309	162,874	
事業費用 ②	4,836,491	40,326	1,157	3,932,623	799,771	62,614	
事業総利益③ (①－②)	810,866	187,621	67,239	370,208	85,538	100,260	
事業管理費④	629,214	106,798	36,902	282,200	93,610	109,704	
うち人件費	412,721	70,466	24,230	198,931	40,209	78,885	
うち業務費	79,442	20,485	4,538	26,091	11,879	16,449	
うち諸税負担金	35,810	5,838	2,983	15,005	8,179	3,805	
うち施設費	96,532	9,210	4,727	40,147	32,401	10,047	
(うち減価償却費⑤)	28,036	2,656	1,301	9,916	12,573	1,590	
※うち共通管理費等⑥		36,077	19,099	91,253	42,443	23,344	△ 212,216
(うち減価償却費⑦)		2,459	1,301	6,216	2,891	1,590	△ 14,457
事業利益 ⑧ (③－④)	181,652	80,823	30,337	88,008	△ 8,072	△ 9,444	
事業外収益 ⑨	46,587	7,920	4,193	20,032	9,317	5,125	
うち共通分 ⑩		7,920	4,193	20,032	9,317	5,125	△ 46,587
事業外費用 ⑪	36,384	6,186	3,274	15,645	7,277	4,002	
うち共通分 ⑫		6,186	3,274	15,645	7,277	4,002	△ 36,384
経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)	191,855	82,557	31,256	92,395	△ 6,032	△ 8,321	
特別利益 ⑭	0	0	0	0	0	0	
うち共通分 ⑮		0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑯	0	0	0	0	0	0	
うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	191,855	82,557	31,256	92,395	△ 6,032	△ 8,321	
営農指導事業分配賦額 ⑲	8,321	1,914	1,165	5,242			
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	191,855	80,643	30,091	87,153	△ 6,032		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※農業関係、生活その他事業の事業収益、事業費用については代理人取引及び奨励金等減額処理前の金額を記載しています。

【令和6年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	5,543,760	186,758	68,198	4,238,712	896,255	153,837	
事業費用 ②	4,821,171	54,226	1,145	3,893,072	812,248	60,480	
事業総利益③ (①－②)	722,589	132,532	67,053	345,640	84,007	93,357	
事業管理費④	633,640	107,961	39,422	285,578	93,224	107,455	
うち人件費	414,865	72,987	25,435	202,635	36,677	77,131	
うち業務費	82,291	20,919	4,748	28,042	13,178	15,404	
うち諸税負担金	33,271	4,367	3,076	14,287	8,006	3,535	
うち施設費	94,367	8,450	5,278	36,721	33,505	10,413	
(うち減価償却費⑤)	27,562	2,927	1,681	8,051	13,054	1,849	
※うち共通管理費等⑥		30,831	22,022	96,897	46,246	24,224	△ 220,220
(うち減価償却費⑦)		2,353	1,681	7,398	3,531	1,850	△ 16,813
事業利益 ⑧ (③－④)	88,949	24,571	27,631	60,062	△ 9,217	△ 14,098	
事業外収益 ⑨	58,739	8,224	5,874	25,845	12,335	6,461	
うち共通分 ⑩		8,224	5,874	25,845	12,335	6,461	△ 58,739
事業外費用 ⑪	30,807	4,313	3,081	13,555	6,469	3,389	
うち共通分 ⑫		4,313	3,081	13,555	6,469	3,389	△ 30,807
経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)	116,881	28,482	30,424	72,352	△ 3,351	△ 11,026	
特別利益 ⑭	409	56	41	181	86	45	
うち共通分 ⑮		56	41	181	86	45	△ 409
特別損失 ⑯	22,505	3,150	2,251	9,902	4,726	2,476	
うち共通分 ⑰		3,150	2,251	9,902	4,726	2,476	△ 22,505
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	94,785	25,388	28,214	62,631	△ 7,991	△ 13,457	
営農指導事業分配賦額 ⑲	13,457	2,826	1,884	8,747			
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	94,785	22,562	26,330	53,884	△ 7,991		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和5年度	共通管理費等	均等割(50%)+事業総利益割(50%)
	営農指導事業	均等割(50%)+事業総利益割(50%) (生活その他除く)
令和6年度	共通管理費等	均等割(50%)+事業総利益割(50%)
	営農指導事業	均等割(50%)+事業総利益割(50%) (生活その他除く)

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
令和5年度	共通管理費等	17%	9%	43%	20%	11%	100%
	営農指導事業	23%	14%	63%			100%
令和6年度	共通管理費等	14%	10%	44%	21%	11%	100%
	営農指導事業	21%	14%	65%			100%

Ⅲ. 信用事業

1. 信用事業の考え方

① 貸出運営の考え方

JAでは農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出しを行っております。

貸付にあたっては、みなさまからお預かりした貯金を原資に貸付けを行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。また、併せて地域のみなさまの生活にお役に立つよう資金の貸出しの推進も積極的に行ってまいります。

② JAバンクシステムについて

JAバンクシステムとは、ペイオフ解禁や金融大競争時代に柔軟に対応し、より便利で安心なJAバンクになるため、全国のJA・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、JAバンク法※1に基づいた、実質的に「ひとつの金融機関」※2として活動していく新たな取組のことです。

このJAバンクシステムを活用し、全体の高度化、専門化などを進め、組合員・利用者の皆さまの満足度をより高めていきます。

※1 JAバンク法(再編強化法) … 「JAバンクシステムが確実に機能し、JAバンク全体としての信頼性の向上のための法制度面での裏づけとして整備された法律です。

※2 ひとつの金融機関…………… JAバンクはJAバンク会員(JA・都道府県段階での信連・農林中央金庫)で構成されるグループ名です。JAバンクはグループ全体のネットワークと総合力で、組合員、利用者の皆さまに、より身近でより便利なメインバンクとなることを目指しています。

2. 信用事業の状況

利益総括表

(単位:百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増減
資金運用収支	134	124	-10
役務取引等収支	2	1	-1
その他信用事業収支	52	7	-45
信用事業粗利益	188	132	-56
信用事業粗利益率	0.7	0.6	0
事業粗利益	617	570	-47
事業粗利益率	2.3	2.1	0
事業純益		-64	
実質事業純益		-64	
コア事業純益		-64	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)		-64	

注1)事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2)信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

〔信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)
＋金銭の信託運用見合費用〕

注3)信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

〔信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100〕

注4)事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

〔事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100〕

資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	24,678	83	0.3	21,304	82	0.3
うち預金	18,653	1	0.0	15,671	4	0.2
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うち貸出金	6,025	82	1.4	5,633	78	1.4
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金調達勘定	20,276	14	0.1	20,625	25	0.1
うち貯金・定期積金	17,053	1	0.0	17,599	13	0.1
うち借入金	3,223	13	0.4	3,026	12	0.4
総資金利ざや			0.0			0.0

注1)総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

〔資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)〕

注2)経費率は、次の算式により計算しております。

〔信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高×100〕

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	-4	3
うち預金	-	4
うち有価証券	-	-
うち貸出金	-4	-1
支払利息	-4	11
うち貯金・定期積金	-3	12
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-1	-1
差引	-8	-8

注1) 増減額は前年度対比です

利益率

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.7	0.4	-0.3
資本経常利益率	5.9	3.6	-2.3
総資産当期純利益率	0.6	0.3	-0.3
資本当期純利益率	5.1	2.3	-2.8

注1) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高 × 100

総資産当期純利益率＝当期純利益(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

資本当期純利益率＝当期純利益(税引後)／純資産勘定平均残高 × 100

3. 貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
流動性貯金	8,615 (50%)	9,076 (52%)	461
定期性貯金	4,530 (27%)	4,346 (25%)	-184
その他の貯金	3,861 (23%)	4,113 (23%)	252
計	17,006 (100%)	17,535 (100%)	529
譲渡性貯金	(0%)	(0%)	
合 計	17,006 (100%)	17,535 (100%)	529

注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注3) ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
定期貯金	4,508 (99.9%)	4,320 (99.9%)	-188
うち固定金利定期	4,508 (99.9%)	4,320 (99.9%)	-188
うち変動金利定期	-	-	

注1) 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2) 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3) ()内は構成比です。

貯金者別貯金残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
組合員貯金	13,977 [80.5%]	14,095 [80.8%]	118
組合員以外の貯金	3,381 [19.5%]	3,347 [19.2%]	-34
うち地方公共団体	527 (15.6%)	678 (20.3%)	151
うちその他非営利法人	32 (0.90%)	35 (1.0%)	3
うちその他員外	2,822 (83.5%)	2,634 (78.7%)	-188
合 計	17,358	17,442	84

注1) []()内は構成比です。

4. 貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付			
証 書 貸 付	6,027	5,633	-394
当 座 貸 越	322	325	3
割 引 手 形			
合 計	6,349	5,958	-391

貸出金の金利条件別内訳

(単位:百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
固 定 金 利 貸 出 残 高	4,952	4,545	-407
固 定 金 利 貸 出 構 成 比	82.6%	80.8%	-1.8%
変 動 金 利 貸 出 残 高	1,040	1,079	39
変 動 金 利 貸 出 構 成 比	17.4%	19.2%	1.8%
残 高 合 計	5,992	5,624	-368

貸出先別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度	令和5年度	増 減
組 合 員 貸 出	5,979 [99.8%]	5,612 [99.8%]	-367
組 合 員 以 外 の 貸 出	13 [0.20%]	14 [0.20%]	1
うち地方公共団体	(0%)	(0%)	
うちその他非営利法人	(0%)	(0%)	
うちその他員外	13 (100%)	14 (100%)	1
合 計	5,992	5,626	-366

注1) []()内は構成比です。

■ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 等	18	1	-17
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産			
そ の 他 担 保 物	12	11	-1
計	30	12	-18
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	5,227	4,876	-351
そ の 他 保 証	46	45	-1
計	5,273	4,921	-352
信 用	689	692	3
合 計	5,992	5,625	-367

■ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 等			
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産	67	37	-30
そ の 他 担 保 物			
計	67	37	-30
信 用			
合 計	67	37	-30

■ 貸出金の使途別内訳

(単位:百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
設 備 資 金 残 高	5,915	5,504	-411
設 備 資 金 構 成 比	98.7%	97.8%	-0.90%
運 転 資 金 残 高	77	121	44
運 転 資 金 構 成 比	1.3%	2.2%	0.90%
残 高 合 計	5,992	5,625	-367

■ 業種別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

		令和5年度	令和6年度	増 減
農	業	5,633 (94%)	5,538 (98%)	-95
林	業	() (%)	() (%)	
水	産 業	() (%)	() (%)	
製	造 業	4 () (%)	3 () (%)	-1
鉱	業	() (%)	() (%)	
建	設 業	() (%)	() (%)	
電気・ガス・熱供給・水道業		() (%)	() (%)	
運 輸 ・ 通 信 業		() (%)	() (%)	
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業		4 () (%)	3 () (%)	-1
金 融 ・ 保 険 業		() (%)	() (%)	
不 動 産 業		() (%)	() (%)	
サ ー ビ ス 業		56 (1%)	61 (1%)	5
地 方 公 共 団 体		() (%)	() (%)	
そ の 他		295 (5%)	20 (1%)	-275
合	計	5,992 (100%)	5,625 (100%)	-367

注1) ()内は構成比です

■ 貯貸率・貯証率

(単位:%)

		令和5年度	令和6年度	増 減
貯 貸 率	期 末	33.5%	31.1%	-2.4%
	期 中 平 均	35.4%	32.3%	-3.1%
貯 証 率	期 末	-	-	%
	期 中 平 均	-	-	%

注1) 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業			
穀 作			
野 菜 ・ 園 芸			
果 樹 ・ 樹 園 農 業			
工 芸 作 物			
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	4,873	4,453	-420
養 鶏 ・ 養 卵			
養 蚕			
そ の 他 農 業	133	133	
農 業 関 連 団 体 等			
合 計	5,006	4,586	-420

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	825	829	4
農 業 制 度 資 金	4,181	3,757	-424
農 業 近 代 化 資 金	75	80	5
そ の 他 制 度 資 金	4,106	3,677	-429
合 計	5,006	4,586	-420

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象と

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	3,463	3,242	-221
そ の 他	70	50	-20
合 計	3,533	3,292	-241

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位:百万円)

		保 全 額				
		債 権 額	担 保	保 証	引 当	合 計
【令和5年度】						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権						
危険債権						
要管理債権		55		55		55
三月以上延滞債権		55		55		55
貸出条件緩和債権						
小計		55		55		55
正常債権		6,040				
合計		6,095				
【令和6年度】						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権						
危険債権						
要管理債権						
三月以上延滞債権						
貸出条件緩和債権						
小計						
正常債権		5,695				
合計		5,695				

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

6. 有価証券に関する指標

■ 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	該当ありません		
地 方 債			
社 債			
株 式			
そ の 他 の 証 券			
合 計			

注1) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

■ 商品有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
商 品 国 債	該当ありません		
商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			
貸 付 商 品 債 券			
合 計			

■ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以下	1年超3 年以下	3年超5 年以下	5年超7 年以下	7年超10 年以下	10年超	期間の定 めなし	合 計
令和5年度								
国 債	該当ありません							
地 方 債								
社 債								
株 式								
そ の 他 の 証 券								
令和6年度								
国 債	該当ありません							
地 方 債								
社 債								
株 式								
そ の 他 の 証 券								

7. 有価証券等の時価情報

■ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	該当ありません		該当ありません	

[満期保有目的有価証券]

(単位:百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	該当ありません			該当ありません		
	地方債						
	小計						
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債						
	地方債						
	小計						
合計							

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えるもの	株式	該当ありません			該当ありません		
	国債						
	地方債						
	小計						
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えないもの	株式						
	国債						
	地方債						
	小計						
合計							

■ 金銭の信託

[運用目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	該当ありません		該当ありません	

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	該当ありません					該当ありません				

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位:百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託	該当ありません					該当ありません				

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

■ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

令和5年度

区 分	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (▲純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一 般 貸 倒 引 当 金	25	24		25	-1	24
個 別 貸 倒 引 当 金	35			35	-35	
合 計	60	24		60	-36	24

令和6年度

区 分	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (▲純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一 般 貸 倒 引 当 金	24	22		24	-2	22
個 別 貸 倒 引 当 金						
合 計	24	22		24	-2	22

9. 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

Ⅳ. その他の事業

1. 営農指導事業

(指導事業収支内訳等を記入)

項 目		令和5年度	令和6年度
収入	賦 課 金	123,169	125,141
	実 費 収 入	4,569	5,680
	受託指導収入	33,905	22,028
	計	161,643	152,849
支出	営農改善指導費	10,529	11,472
	教育情報費	2,884	2,694
	生活改善費	1,176	1,199
	営農指導雑支出	27,014	27,219
	基盤整備費	19,167	17,388
	後継者対策費	857	27
	貸倒引当金戻入益	-244	-507
	貸倒引当金繰入額		
	計	61,383	59,492

2. 共済事業



長期共済保有高

(単位:件、千円)

		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	579	12,408,985	574	11,713,430
	定期生命共済	20	185,000	20	185,000
	養老生命共済	293	3,634,335	260	3,031,104
	こども共済	150	976,500	141	837,500
	医療共済	428	22,000	441	22,000
	がん共済	31	5,500	34	5,500
	定期医療共済	12	8,700	12	8,700
	認知症共済				
	生活障害共済	6		9	
	特定重度疾病共済	10		10	
	介護共済	1		1	
	年金共済	63	60,000	60	50,000
	建物更生共済	468	17,105,390	461	17,158,090
住宅建築共済					
農機具更新共済					
合 計		1,911	33,429,910	1,882	32,173,824

注1) 金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期

特約金額等を含む)を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) JA共済はJA、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、JA及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。(短期共済についても同様です。)

注4) 生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済には死亡保障がないことから、金額欄は斜線としている。

● 医療系共済の共済金額保有高 (単位:件、千円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済		2,432		2,183
	428	36,340	441	46,720
がん共済	31	295	34	305
● 定期医療共済	12	62	12	62
合計	471	39,129	487	49,270

注1) 金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

注2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しております。

● 介護系その他の共済の共済金額保有高 (単位:件、千円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	1	1,000	1	1,000
認知症共済				
● 活障害共済(一時金型)	6	90,000	5	70,000
生活障害共済(定期年金型)			4	7,200
特定重度疾病共済	10	13,000	10	13,000
合計	17	104,000	20	91,200

注1) 金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

● 年金共済の年金保有高 (単位:件、千円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
● 年金開始前	25	11,326	21	9,381
年金開始後	38	29,360	39	30,975
合計	63	40,686	60	40,356

注1) 金額は、年金年額について記載しています。

● 短期共済新契約高

(単位:件、千円)

種類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	683	7,116,420	8,484	688	7,561,120	9,179
自動車共済	2,000		97,220	1,944		96,878
傷害共済	490	4,320,000	2,623	473	4,082,500	2,717
団体定期生命共済						
農機具損害共済						
定額定期生命共済						
賠償責任共済	5		21	6		23
自賠責共済	684		11,399	664		11,112
合 計	3,862		119,747	3,775		119,909

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

注2) 「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。

3. 販売事業

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
	販売高	販売高
生乳販売量(t)	117,440	119,682
生乳販売高	12,981,037	13,783,481
補給金	1,019,986	1,038,264
受託乳肉牛	2,513,133	2,698,792
買取乳肉牛	203,224	97,670
計	16,717,380	17,618,207

4. 利用・加工事業

項 目	令和5年度	令和6年度
家畜授精料	170,577	158,610
畜産指導収益	37,778	59,225
生乳収益	88,233	94,371
計	296,588	312,206
家畜授精費	117,203	115,376
畜産指導費	33,691	57,822
生乳費用	65,215	83,009
貸倒引当金繰入額		4
貸倒引当金戻入益	-146	
計	215,963	256,211

5. 介護保険事業

項 目	令和5年度	令和6年度
介護保険事業収益	10,061	9,818
計	10,061	9,818
介護保険事業費用	13,342	12,521
計	13,342	12,521

6. 購買事業

項 目	令和5年度	令和6年度
	供給高	供給高
生産資材	6,981,035	6,964,045
生活物資	496,787	452,471
計	7,477,822	7,416,516

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,208	3,258
うち、出資金及び資本準備金の額	1,502	1,538
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	1,815	1,793
うち、外部流出予定額 (△)	-98	-55
うち、上記以外に該当するものの額	-11	-17
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	23	23
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	23	23
うち、適格引当金コア資本算入額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,232	3,280
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額		
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く) の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く) の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る 10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る) に関連す るものの額		
特定項目に係る 15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		

うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	3,232	3,280
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	9,681	10,778
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	1,604	147
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	11,285	10,925
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	28.63%	30.02%

注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	現金	77		
	我が国の中央政府及び中央銀行向け			
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け			
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			
	国際開発銀行向け			
	地方公共団体金融機構向け			
	我が国の政府関係機関向け			
	地方三公社向け			
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,241	3,048	122
	法人等向け	278	278	11
	中小企業等向け及び個人向け	183	123	5
	抵当権付住宅ローン	150	45	2
	不動産取得等事業向け			
	三月以上延滞等	14	21	1
	取立未済手形	354	71	3
	信用保証協会等保証付	5,238	522	21
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			
	共済約款貸付			
	出資等	935	935	37
	(うち出資等のエクスポージャー)	935	935	37
	(うち重要な出資のエクスポージャー)			
	上記以外	4,604	4,638	185

(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)			
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	798	790	32
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	28	70	3
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)			
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,778	3,778	151
証券化			
(うちSTC要件適用分)			
(うち非STC適用分)			
再証券化			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
(うちルックスルー方式)			
(うちマンドート方式)			
(うち蓋然性方式250%)			
(うち蓋然性方式400%)			
(うちフォールバック方式)			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	27,074	9,681	387
CVAリスク相当額÷8%			
中央清算機関関連エクスポージャー			
合計(信用リスク・アセットの額)	27074	9681	387

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	1,604	64
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	11,285	451

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	63		
	我が国の中央政府及び中央銀行向け			
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け			
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			
	国際開発銀行向け			

地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	15,578	3,116	125
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）			
ガバード・ボンド向け			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）			
（うち特定貸付債権向け）			
中堅中小企業等向け及び個人向け	618	490	20
（うちトランザクター向け）	3	1	
不動産関連向け	148	54	2
（うち自己居住用不動産等向け）	148	54	2
（うち賃貸用不動産向け）			
（うち事業用不動産関連向け）			
（うちその他不動産関連向け）			
（うちADC向け）			
劣後債券及びその他資本性証券等			
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
取立未済手形	1		
信用保証協会等による保証付	4,886	487	19
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			
株式等	936	936	37
共済約款貸付			
上記以外	4,453	5,695	228
（うち重要な出資のエクスポージャー）			
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）			

(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	798	1,996	80
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	30	75	3
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)			
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,625	3,625	145
証券化			
(うちSTC要件適用分)			
(短期STC要件適用分)			
(うち不良債権証券化適用分)			
(うちSTC・不良債権証券化適用分)			
再証券化			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
(うちルックスルー方式)			
(うちマンドート方式)			
(うち蓋然性方式250%)			
(うち蓋然性方式400%)			
(うちフォールバック方式)			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	26,683	10,778	431
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)			
中央清算機関関連エクスポージャー			
合計(信用リスク・アセットの額)	26,683	10,778	431
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額 a		所要 自己資本額 b=a×4%

オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	147	6
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	10,925	437

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	147
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	6
BI	98
BIC	12

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 注4) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 注5) オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業	1,569	1,569	－		1,487	1,487	－	
	林業			－				－	
	水産業			－				－	
	製造業			－				－	
	鉱業			－				－	
	建設・不動産業			－				－	
	電気・ガス・熱供給・水道業			－				－	
	運輸・通信業			－				－	
	金融・保険業	15,635	43			15,618	42		
	卸売・小売・飲食・サービス業	35	35	－		37	37	－	
	日本国政府・地方公共団体								
	上記以外	970	35			1,763	29		
	個 人	4,325	4,325		14	4,058	4,058		
その他		3,741	67	－		3,720	37	－	
業種別残高計		26,275	6,074		14	26,683	5,690		
	1年以下	15,316	78		－	15,652	76		－
	1年超3年以下	246	246		－	215	215		－
	3年超5年以下	438	438		－	426	426		－
	5年超7年以下	423	423		－	460	460		－
	7年超10年以下	812	812		－	1,163	1,163		－
	10年超	3,788	3,788		－	3,109	3,109		－
	期限の定めのないもの	6,050	289		－	5,658	241		－
	残存期間別残高計	27,073	6,074		－	26,683	5,690		－
信用リスク期末残高		27,073	6,074		－	26,683	5,690		－
信用リスク平均残高		21,108	6,350		－	21,583	5,960		－

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

注5) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	令和5年度						令和6年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	25	24		25	-1	24	24	22		24	-2	22
個別貸倒引当金	35			35	-35							

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

			令和5年度						令和6年度					
			期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
					目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業													
	林業													
	水産業													
	製造業													
	鉱業													
	建設・不動産業													
	電気・ガス・熱供給・水道業													
	運輸・通信業													
	金融・保険業													
	卸売・小売・飲食・サービス業													
	上記以外													
	個人		35				0		0				0	
業種別計			35				0		0				0	

注1) 国外のエクスポートは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:百万円)

項目	令和6年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値
		オン・バ ランス資 産 項目	オフ・バ ランス資 産 項目	オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	信用リス ク・ア セットの 額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	63		63			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0						
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0						
外国の中央政府等以外の公共部門向 け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	20～150	15,578		15,578		3,116	
(うち第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け)	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け(特定貸付債権向けを含 む。)	20～150						
(うち特定貸付債権向け)	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	603	145	582	14	491	
(うちトランザクター向け)	45		32		3	1	
不動産関連向け	20～150	148		146		54	
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	148		145		54	
(うち賃貸用不動産向け)	30～150						
(うち事業用不動産関連向け)	70～150						
(うちその他不動産関連向け)	60						
(うちADC向け)	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け(自己居住用不動産関連 向けを除く。)	50～150						
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	1		1			
信用保証協会等による保証付	0～10	4,886		4,869		487	
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	10						
株式等	250～400	935		935		935	

共済約款貸付	0						
上記以外	100～1250	4,416	37	4,416	37	5,695	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400						
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	798		798		1,996	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	30		30		75	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
(うち上記以外のエクスポージャー)	100	3,587	37	3,587	37	3,625	
証券化	—						
(うちSTC要件適用分)	—						
(短期STC要件適用分)	—						
(うち不良債権証券化適用分)	—						
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—						
合計(信用リスク・アセットの額)	—					10,778	

注1) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他							合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け													
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他						合計
我が国の地方公共団体向け													
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け													
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他						合計
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他					合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	15,578												15,578
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)													
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他					合計
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他				合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)													
(うち特定貸付債権向け)													
	100%	150%	250%	400%	その他								合計
劣後債券及びその他資本性証券等													
株式等			935										935
	45%	75%	100%	その他									合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	3	151		442									596
(うちトランザクター向け)	3												3
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け)					139						7		146
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他		合計
不動産関連向け (うち賃貸用不動産向け)													
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他							合計
不動産関連向け (うち事業用不動産関連向け)													
	60%	その他											合計
不動産関連向け (うちその他不動産関連向け)													
	100%	150%	その他										合計

不動産関連向け (うちADC向け)													
	50%	100%	150%	その他									合計
延滞等向け(自己居住用不動産関連 向けを除く。)													
自己居住用不動産等向けエクスポー ージャーに係る延滞													
	0%	10%	20%	100%	その他								合計
現金	63												63
取立未済手形			1										1
信用保証協会等による保証付		4,869											4,869
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付													
共済約款貸付													

注1) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和5年度
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	115
	リスク・ウェイト2%	
	リスク・ウェイト4%	
	リスク・ウェイト10%	5,221
	リスク・ウェイト20%	15,638
	リスク・ウェイト35%	105
	リスク・ウェイト50%	
	リスク・ウェイト75%	165
	リスク・ウェイト100%	4,990
	リスク・ウェイト150%	14
	リスク・ウェイト250%	826
	その他	
リスク・ウェイト 1250%		
自己資本控除額		
合 計		27,074

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャー

⑧ 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	20,690			20,650
40%～70%		32	10%	3
75%	148	98	10%	158
80%				
85%	439	15	10%	441
90%～100%				
105%～130%				
150%				
250%	936			936
400%				
1250%				
その他	2			1
合 計	22,215	145	10%	22,189

注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け		
我が国の政府関係機関向け		
地方三公社向け		
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		
法人等向け		
中小企業等向け及び個人向け	18	
抵当権付住宅ローン		43
不動産取得等事業向け		
三月以上延滞等		
証券化		
中央清算機関関連		
上記以外		
合 計	18	43

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(単位:百万円)

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)			
中堅中小企業等向け及び個人向け			

自己居住用不動産等向け			
賃貸用不動産向け			
事業用不動産関連向け			
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
証券化			
中央清算機関関連			
上記以外			
合計			

注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注2) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

注5) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

① リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の規程類によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

- 自己資本比率算出要領
- 自己資本比率算出事務手続
- 内部統制規程
- 情報システム運用管理規程 など
- 事務リスク管理規程
- 災害対策計画(BCP)

② BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

③ ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

④ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

⑤ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価
(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場				
非上場	1,733	1,733	1,734	1,734
合計	1,733	1,733	1,734	1,734

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
(単位:百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー		
マンドート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.50年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEの前事業年度末からの変動要因は、貸出金の減少によるものです。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点

特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量}(\Delta)$$

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	0	7	0	0
2	下方平行シフト	26	0	15	4
3	スティープ化	0	4		
4	フラット化	20	10		
5	短期金利上昇	11	11		
6	短期金利低下	2	22		
7	最大値	26	22	15	4
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,280		3,231	

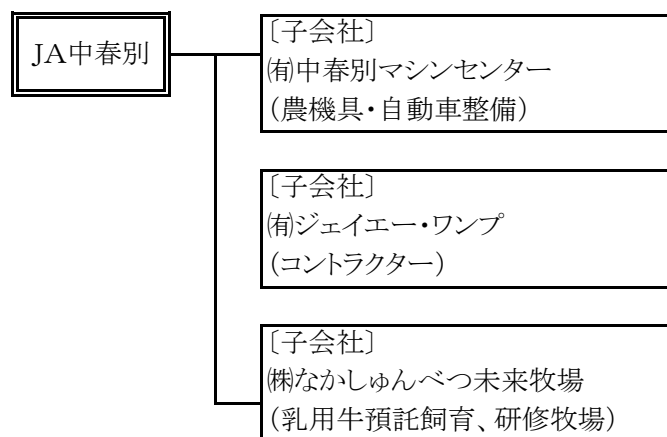
VI. 連結情報

1. 組合およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成

(1) 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

■ グループの概況

JA中春別のグループは、当JA、子会社3社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は3社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 組合の子会社等に関する事項

■ 子会社等について

会 社 名	業 務 内 容	所 在 地	設 立 年 月 日	資 本 金 (百 万 円)	組 合 出 資 比 率	他 の 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率
(有)中春別マシンセンター	農業機械、自動車の整備他	野付郡別海町中春別南町3番地	平成6年2月10日	30	99%	99%
(有)ジェイエー・ワンプ	飼料収穫作業他	野付郡別海町中春別南町3番地	平成12年9月1日	30	99%	99%
(株)なかしゅんべつ未来牧場	乳用牛の預託飼育、乳用牛及び肉用牛の飼育販売他	野付郡別海町中春別115番地17	平成28年10月3日	51	99%	99%

2. 連結事業概況(令和6年度)

■ 直近の事業年度における事業の概況

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和6年度の当JAの連結決算は、連結経常収益65百万円、連結当期剰余金46百万円、連結純資産3,362百万円、連結総資産27,585百万円で、連結自己資本比率は27.17%となりました。

3. 連結貸借対照表・連結損益計算書・連結キャッシュ・フロー計算書・連結注記表 及び連結剰余金計算書

■ 連結貸借対照表

(2事業年度分)

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		
科 目	金 額	備 考
(資 産 の 部)		
1. 信用事業資産	21,530,983	
(1) 現金及び預金	15,774,231	
(2) 有価証券		
(3) 貸出金	5,625,331	
(4) その他の信用事業資産	113,473	
(5) 債務保証見返	37,211	
(6) 貸倒引当金	△ 19,263	
2. 共済事業資産	508	
(1) 共済貸付金		
(2) その他の共済事業資産	508	
(3) 貸倒引当金		
3. 経済事業資産	2,571,907	
(1) 受取手形及び経済事業未収金	1,650,382	
(2) 棚卸資産	455,334	
(3) その他の経済事業資産	468,061	
(4) 貸倒引当金	△ 1,870	
4. 雑資産	667,324	
5. 固定資産	1,154,092	
(1) 有形固定資産	1,153,471	
建物・構築物	1,471,468	
機械装置	630,633	
土地	379,386	
リース資産	316,469	
その他の有形固有資産	284,500	
減価償却累計額	△ 1,928,985	
(2) 無形固定資産	621	
その他の無形固定資産	621	
6. 外部出資	1,622,898	
(1) 外部出資	1,623,398	
(2) 外部出資等損失引当金	△ 500	
7. 繰延税金資産	37,268	
資 産 の 部 合 計	27,584,980	

負債及び純資産の部		
科 目	金 額	備 考
(負債の部)		
1. 信用事業負債	20,341,275	
(1) 貯 金	17,380,423	
(2) 借 入 金	2,844,979	
(3) その他の信用事業負債	78,662	
(4) 債務保証	37,211	
2. 共済事業負債	53,010	
(1) 共済資金	28,096	
(2) その他の共済事業負債	24,914	
3. 経済事業負債	2,857,501	
(1) 支払手形及び経済事業未払金	2,633,358	
(2) その他の経済事業負債	224,143	
4. 雑負債	725,977	
5. 諸引当金	245,713	
(1) 賞与引当金	18,155	
(2) 退職給付に係る負債	79,184	
(3) 役員退職慰労引当金	67,091	
(4) その他引当金	81,283	
負債の部合計	24,223,476	
(純資産の部)		
1. 組合員資本	3,361,179	
(1) 出資金	1,536,270	
(2) 資本剰余金	1,734	
(3) 利益剰余金	1,846,592	
(4) 処分未済持分	△ 17,000	
(5) 子会社の有する親組合出資金	△ 6,417	
2. 非支配株主持分	325	
純資産の部合計	3,361,504	
負債及び純資産の部合計	27,584,980	

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		
科 目	金 額	備 考
(資 産 の 部)		
1. 信用事業資産	21,666,471	
(1) 現金及び預金	15,215,852	
(2) 有価証券		
(3) 貸出金	5,992,342	
(4) その他の信用事業資産	408,021	
(5) 債務保証見返	67,011	
(6) 貸倒引当金	△ 16,756	
2. 共済事業資産	625	
(1) 共済貸付金	0	
(2) その他の共済事業資産	627	
(3) 貸倒引当金	△ 2	
3. 経済事業資産	2,535,809	
(1) 受取手形及び経済事業未収金	1,634,293	
(2) 棚卸資産	458,315	
(3) その他の経済事業資産	448,982	
(4) 貸倒引当金	△ 5,782	
4. 雑資産	728,157	
5. 固定資産	1,145,402	
(1) 有形固定資産	1,145,402	
建物・構築物	1,466,450	
機械装置	593,247	
土地	379,386	
リース資産	317,861	
その他の有形固有資産	270,276	
減価償却累計額	△ 1,881,818	
6. 外部出資	1,622,118	
(1) 外部出資	1,622,618	
(2) 外部出資等損失引当金	△ 500	
7. 繰延税金資産	34,918	
資 産 の 部 合 計	27,733,501	

負債及び純資産の部		
科 目	金 額	備 考
(負債の部)		
1. 信用事業負債	20,540,498	
(1) 貯 金	17,213,548	
(2) 借 入 金	3,120,596	
(3) その他の信用事業負債	139,343	
(4) 債務保証	67,011	
2. 共済事業負債	53,749	
(1) 共済資金	28,987	
(2) その他の共済事業負債	24,762	
3. 経済事業負債	2,805,023	
(1) 支払手形及び経済事業未払金	2,730,860	
(2) その他の経済事業負債	74,163	
4. 雑負債	713,936	
5. 諸引当金	228,513	
(1) 賞与引当金	16,469	
(2) 退職給付に係る負債	72,037	
(3) 役員退職慰労引当金	58,725	
(4) その他引当金	81,283	
負債の部合計	24,341,719	
(純資産の部)		
1. 組合員資本	3,391,425	
(1) 出資金	1,500,335	
(2) 資本剰余金	1,734	
(3) 利益剰余金	1,905,758	
(4) 処分未済持分	△ 10,720	
(5) 子会社の有する親組合出資金	△ 5,682	
2. 非支配株主持分	357	
純資産の部合計	3,391,782	
負債及び純資産の部合計	27,733,501	

■ 連結損益計算書

(2事業年度分)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額		備 考
1. 事業総利益		1,068,719	
(1) 信用事業収益		167,054	
資金運用収益	145,780		
(うち預金利息)	(4,243)		
(うち受取奨励金)	(66,194)		
(うち貸出金利息)	(75,343)		
役務取引等収益	5,555		
その他経常収益	15,719		
(2) 信用事業費用		37,464	
資金調達費用	24,689		
(うち貯金利息)	(12,870)		
(うち給付補填備金繰入)	(2)		
(うち借入金利息)	(11,817)		
(うちその他支払利息)	(0)		
役務取引等費用	3,934		
その他経常費用	8,841		
(うち貸倒引当金繰入額)	(2,507)		
(うち信用雑費)			
信用事業総利益		129,590	
(3) 共済事業収益		66,695	
共済付加収入	61,835		
その他の収益	4,860		
(4) 共済事業費用		780	
共済推進費及び共済保全費	984		
その他の費用	△ 204		
共済事業総利益		65,915	
(5) 購買事業(農業関連)収益		4,664,590	
購買品供給高	4,062,687		
その他の収益	601,903		
(6) 購買事業(農業関連)費用		4,127,041	
購買品供給原価	3,655,159		
購買品供給費	44,927		
その他の費用	426,955		
購買事業(農業関連)総利益		537,549	
(7) 購買事業(生活その他)収益		232,811	
購買品供給高	214,232		
その他の収益	18,579		
(8) 購買事業(生活その他)費用		215,631	
購買品供給原価	182,418		
その他の費用	33,213		
購買事業(生活その他)総利益		17,180	
(9) 販売事業収益		398,154	
販売品販売高	94,688		
販売手数料	97,600		
その他の収益	205,866		
(10) 販売事業費用		296,180	
販売品販売原価	94,410		
販売費	179,794		
その他の費用	21,976		
販売事業総利益		101,974	

(11) その他事業収益	1,080,867		
(12) その他事業費用	864,356		
その他事業総利益		216,511	
2. 事業管理費		1,011,073	
(1) 人件費	658,290		
(2) その他事業管理費	352,783		
事業利益		57,646	
3. 事業外収益		39,584	
(1) 受取雑利息	4,399		
(2) 受取出資配当金	10,884		
(4) その他の事業外収益	24,301		
4. 事業外費用		31,768	
(1) 支払雑利息	859		
(3) その他の事業外費用	30,909		
経常利益		65,462	
5. 特別利益		69,679	
(1) 固定資産処分益	18,438		
(2) その他の特別利益	51,241		
6. 特別損失		75,470	
(1) 固定資産処分損	3,258		
(3) その他の特別損失	72,212		
税金等調整前当期利益		59,671	
法人税・住民税及び事業税	22,613		
法人税等調整額	△ 9,331		
法人税等合計		13,282	
当期利益		46,389	
非支配株主に帰属する当期利益		△ 26	
当期剰余金		46,415	

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	備 考
1. 事業総利益	1,154,522	
(1) 信用事業収益	172,836	
資金運用収益	145,388	
(うち預金利息)	(292)	
(うち受取奨励金)	(65,236)	
(うち貸出金利息)	(79,860)	
役務取引等収益	5,384	
その他経常収益	22,063	
(2) 信用事業費用	△ 12,224	
資金調達費用	13,537	
(うち貯金利息)	(479)	
(うち給付補填備金繰入)	(0)	
(うち借入金利息)	(13,058)	
(うちその他支払利息)	(0)	
役務取引等費用	3,816	
その他経常費用	△ 29,578	
(うち貸倒引当金繰入額)	(△ 35,791)	
(うち信用雑費)	(6,214)	
信用事業総利益	185,060	
(3) 共済事業収益	66,987	
共済付加収入	62,911	
その他の収益	4,076	
(4) 共済事業費用	566	
共済推進費及び共済保全費	958	
その他の費用	△ 391	
共済事業総利益	66,421	
(5) 購買事業(農業関連)収益	4,645,447	
購買品供給高	4,024,438	
その他の収益	621,009	
(6) 購買事業(農業関連)費用	4,113,307	
購買品供給原価	3,631,264	
購買品供給費	37,911	
その他の費用	444,131	
購買事業(農業関連)総利益	532,140	
(7) 購買事業(生活その他)収益	233,282	
購買品供給高	214,943	
その他の収益	18,340	
(8) 購買事業(生活その他)費用	210,284	
購買品供給原価	181,050	
その他の費用	29,234	
購買事業(生活その他)総利益	22,999	
(9) 販売事業収益	488,701	
販売品販売高	199,996	
販売手数料	93,854	
その他の収益	194,851	
(10) 販売事業費用	388,023	
販売品販売原価	196,291	
販売費	172,435	
その他の費用	19,297	
販売事業総利益	100,678	

(11) その他事業収益	1,051,306		
(12) その他事業費用	804,081		
その他事業総利益		247,225	
2. 事業管理費		1,003,646	
(1) 人件費	656,651		
(2) その他事業管理費	346,995		
事業利益		150,875	
3. 事業外収益		37,770	
(1) 受取雑利息	1,529		
(2) 受取出資配当金	8,204		
(4) その他の事業外収益	28,037		
4. 事業外費用		39,324	
(1) 支払雑利息	355		
(3) その他の事業外費用	38,969		
経常利益		149,321	
5. 特別利益		26,991	
(1) 固定資産処分益	12,706		
(2) その他の特別利益	14,285		
6. 特別損失		19,385	
(1) 固定資産処分損	10,435		
(3) その他の特別損失	8,950		
税金等調整前当期利益		156,927	
法人税・住民税及び事業税	30,179		
法人税等調整額	△ 8,239		
法人税等合計		21,940	
当期利益		134,987	
非支配株主に帰属する当期利益		△ 14	
当期剰余金		135,001	

■ 連結キャッシュ・フロー計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	備 考
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	59,670	この数字を基礎(スタート)として、以下の項目を加減算する
減価償却費	135,831	キャッシュの減少を伴わない費用のため加算
役員退職慰労引当金の増減額	8,366	引当金の増加(減少)は、加算(減算)
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,407	引当金の増加(減少)は、加算(減算)
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,685	引当金の増加(減少)は、加算(減算)
退職給付に関する負債の増減額 (△は減少)	7,147	引当金の増加(減少)は、加算(減算)
信用事業資金運用収益	△ 145,780	資金運用は別に総額記載するため、収益額を減算
信用事業資金調達費用	24,689	資金調達は別に総額記載するため、費用額を加算
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 15,283	利息収入等は別に総額記載するため、収益額を減算
支払雑利息	859	利息支出は別に総額記載するため、費用額を加算
固定資産売却損益 (△は益)	△ 15,180	固定資産の取引は別に総額記載するため、加減算
固定資産除却損 (△は減少)	58,180	
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	367,011	貸出金の増加(減少)は、減算(加算)
貯金の純増減 (△)	166,875	貯金の増加(減少)は、加算(減算)
信用事業借入金の純増減 (△)	△ 275,617	借入金の増加(減少)は、加算(減算)
その他の信用事業資産の純増 (△) 減	294,548	資産の増加(減少)は、減算(加算)
その他の信用事業負債の純増減 (△)	△ 60,682	負債の増加(減少)は、加算(減算)
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減 (△)	△ 891	負債の増加(減少)は、加算(減算)
その他の共済事業資産の純増 (△) 減	120	資産の増加(減少)は、減算(加算)
その他の共済事業負債の純増減 (△)	152	負債の増加(減少)は、加算(減算)
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△)	△ 16,089	資産の増加(減少)は、減算(加算)
棚卸資産の純増 (△) 減	2,981	資産の増加(減少)は、減算(加算)
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	△ 97,502	負債の増加(減少)は、加算(減算)
その他の経済事業資産の純増 (△) 減	△ 19,079	負債の増加(減少)は、加算(減算)
その他の経済事業負債の純増減 (△)	149,980	負債の増加(減少)は、加算(減算)
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増 (△) 減	60,833	資産の増加(減少)は、減算(加算)
その他の負債の純増減 (△)	19,360	負債の増加(減少)は、加算(減算)
信用事業資金運用による収入	145,780	資金運用収入によるキャッシュの増加の総額
信用事業資金調達による支出	△ 24,689	資金調達支出によるキャッシュの減少の総額
事業分量配当金の支払額	△ 80,000	事業分量配当によるキャッシュの減少の総額
小 計	751,868	
雑利息及び出資配当金の受取額	15,283	利息・受取配当収入によるキャッシュの増加の総額
雑利息の支払額	△ 859	利息支出によるキャッシュの減少の総額
法人税等の支払額	△ 29,932	法人税等の支払いによるキャッシュの減少の総額
事業活動によるキャッシュ・フロー	736,360	J Aの事業遂行によるキャッシュの増加(減少)の総額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△ 202,080	固定資産の取得によるキャッシュの減少の総額
固定資産の売却による収入	15,180	固定資産の売却によるキャッシュの減少の総額
外部出資による支出	△ 780	外部出資の取得によるキャッシュの減少の総額
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 187,680	J Aの有価証券、固定資産、外部出資の取得等によるキャッシュの増加(減少)の総額。
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	57,885	出資金の増加によるキャッシュの増加の総額
出資の払戻しによる支出	△ 22,675	出資金の減少によるキャッシュの減少の総額
持分の譲渡による収入	10,720	処分未済持分によるキャッシュの増加の総額
持分の取得による支出	△ 17,000	処分未済持分によるキャッシュの減少の総額
出資配当金の支払額	△ 98,499	出資配当によるキャッシュの減少の総額
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 69,569	借入金、出資増減、出資配当によるキャッシュの増加(減少)の総額。事業活動と財務活動のキャッシュフローの調整機能。
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	為替差益(差損)はキャッシュの増減を伴わないため減算(加算)
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	479,111	「1」～「4」の合計額。「6」と「7」の差額に一致する。
6 現金及び現金同等物の期首残高	15,215,852	期首におけるキャッシュの残高
7 現金及び現金同等物の期末残高	15,694,963	期末におけるキャッシュの残高

■ 連結キャッシュ・フロー計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	備 考
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	156,927	この数字を基礎(スタート)として、以下の項目を加減算する
減価償却費	136,771	キャッシュの減少を伴わない費用のため加算
役員退職慰労引当金の増減額	8,141	引当金の増加(減少)は、加算(減算)
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 35,988	引当金の増加(減少)は、加算(減算)
賞与引当金の増減額 (△は減少)	450	引当金の増加(減少)は、加算(減算)
退職給付に関する負債の増減額 (△は減少)	4,848	引当金の増加(減少)は、加算(減算)
信用事業資金運用収益	△ 145,388	資金運用は別に総額記載するため、収益額を減算
信用事業資金調達費用	13,537	資金調達は別に総額記載するため、費用額を加算
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 9,733	利息収入等は別に総額記載するため、収益額を減算
支払雑利息	355	利息支出は別に総額記載するため、費用額を加算
固定資産売却損益 (△は益)	△ 2,271	固定資産の取引は別に総額記載するため、加減算
固定資産除却損 (△は減少)	52,233	
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	342,356	貸出金の増加(減少)は、減算(加算)
貯金の純増減 (△)	458,191	貯金の増加(減少)は、加算(減算)
信用事業借入金の純増減 (△)	△ 168,583	借入金の増加(減少)は、加算(減算)
その他の信用事業資産の純増 (△) 減	△ 349,591	資産の増加(減少)は、減算(加算)
その他の信用事業負債の純増減 (△)	82,516	負債の増加(減少)は、加算(減算)
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減 (△)	△ 3,096	負債の増加(減少)は、加算(減算)
その他の共済事業資産の純増 (△) 減	△ 48	資産の増加(減少)は、減算(加算)
その他の共済事業負債の純増減 (△)	△ 300	負債の増加(減少)は、加算(減算)
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△)	△ 137,890	資産の増加(減少)は、減算(加算)
棚卸資産の純増 (△) 減	△ 3,146	資産の増加(減少)は、減算(加算)
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	158,814	負債の増加(減少)は、加算(減算)
その他の経済事業資産の純増 (△) 減	65,559	負債の増加(減少)は、加算(減算)
その他の経済事業負債の純増減 (△)	△ 22,405	負債の増加(減少)は、加算(減算)
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増 (△) 減	141,365	資産の増加(減少)は、減算(加算)
その他の負債の純増減 (△)	△ 62,925	負債の増加(減少)は、加算(減算)
信用事業資金運用による収入	145,388	資金運用収入によるキャッシュの増加の総額
信用事業資金調達による支出	△ 13,537	資金調達支出によるキャッシュの減少の総額
事業分量配当金の支払額	△ 60,000	事業分量配当によるキャッシュの減少の総額
小 計	752,550	
雑利息及び出資配当金の受取額	9,733	利息・受取配当収入によるキャッシュの増加の総額
雑利息の支払額	△ 355	利息支出によるキャッシュの減少の総額
法人税等の支払額	△ 15,269	法人税等の支払いによるキャッシュの減少の総額
事業活動によるキャッシュ・フロー	746,659	J Aの事業遂行によるキャッシュの増加(減少)の総額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△ 168,144	固定資産の取得によるキャッシュの減少の総額
固定資産の売却による収入	2,271	固定資産の売却によるキャッシュの減少の総額
外部出資による支出		外部出資の取得によるキャッシュの減少の総額
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 165,873	J Aの有価証券、固定資産、外部出資の取得等によるキャッシュの増加(減少)の総額
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	549,286	出資金の増加によるキャッシュの増加の総額
出資の払戻しによる支出	△ 20,180	出資金の減少によるキャッシュの減少の総額
持分の譲渡による収入	40,010	処分未済持分によるキャッシュの増加の総額
持分の取得による支出	△ 10,720	処分未済持分によるキャッシュの減少の総額
出資配当金の支払額	△ 78,753	出資配当によるキャッシュの減少の総額
財務活動によるキャッシュ・フロー	479,643	借入金、出資増減、出資配当によるキャッシュの増加(減少)の総額。事業活動と財務活動のキャッシュフローの調整機能。
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	為替差益(差損)はキャッシュの増減を伴わないため減算(加算)
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	1,060,429	「1」～「4」の合計額。「6」と「7」の差額に一致する。
6 現金及び現金同等物の期首残高	14,664,611	期首におけるキャッシュの残高
7 現金及び現金同等物の期末残高	15,725,040	期末におけるキャッシュの残高

連結注記表 (2 事業年度分)

○令和 6 年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社 3 社
有限会社中春別マシンセンター
有限会社ジェイエー・ワンプ
株式会社なかしゅんべつ未来牧場

(2) 連結される子会社の事業年度に関する事項

- ① 連結される子会社の決算日は次のとおりです。
3 月末日 3 社
- ② 当 J A 及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年 3 月末日であります。
連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

(3) 連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項

当 J A の出資と子会社の資本との連結に伴う子会社と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

- ① 全部時価評価法
連結子会社の資産及び負債の全てを、支配を獲得した日の公正な評価額により評価する方法

(4) のれんの償却方法及び償却期間

連結子会社の設立時に 100% 取得しているため、のれんは発生しておりません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金となっております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 総平均法による原価法
- ② その他有価証券
[時価のないもの] 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購入品 売価還元法による原価法。
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ② 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産含む)
定率法 (ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物 (建物付属設備除く) 並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法) を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準によりつぎのとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者 (以下「破綻先」という) に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者 (以下「実質破綻先」という) に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込み額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 (以下「破綻懸念先」という) に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
- ② 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業（農業関連・生活その他）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額収益を認識して、販売手数料として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 37,268 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。課税所得の見積額については、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 - 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成し

た中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 21,647 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は229,699千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物 144,034 千円 構築物 23,372 千円 車両運搬具 40,258 千円 機械装置 22,035 千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務用自動車、信用端末器、信用システム、共済端末機、パソコン、石油ローリー車、コピー機、自動洗車機、スタンド機器、ATM、コンピューターサーバーについては、リース契約により使用しております。

リース債権並びにリース債務残高のうち、転貸リース取引については、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上しており、その内訳は以下の通りです。

リース債権 344,807 千円

リース債務 344,807 千円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 -千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 -千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他組合の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち破産更生債権及びこれに準ずる債権はありません。危険債権額は0千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額は0千円、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計は

（①及び②の合計額）は0千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。借入金は、組合員の貸出の原資として借入れた、北海道、全国土地改良事業団体連合会、(株)日本政策金融公庫からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.60%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,019千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスク管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	15,681,436	15,535,389	▲146,047
貸出金	5,625,331		
貸倒引当金(*1)	△19,263		
貸倒引当金控除後	5,606,068	5,495,006	▲111,062
経済事業未収金	1,650,382		
貸倒引当金(*2)	△1,870		
貸倒引当金控除後	1,648,512	1,648,512	-
資産計	22,936,016	22,678,907	▲257,109
貯金	17,287,628	17,402,221	114,593
借入金	2,844,979	2,680,235	▲164,744
経済事業未払金	2,633,358	2,633,358	-
負債計	22,765,965	22,715,814	▲50,151

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています

(*2)経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定

期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額 (単位：千円)

外部出資(*)	1,623,398
外部出資等損失引当金	△500
引当金控除後	1,622,898

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	15,774,231	-	-	-	-	-
貸出金(*1)(*2)	819,990	561,866	512,788	478,564	426,628	2,825,496
経済事業未収金	1,650,382	-	-	-	-	-
合計	18,244,603	561,866	512,788	478,564	426,628	2,825,496

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 205,342 千円については「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 0 千円は償還の予定が見込れないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	15,858,971	522,843	356,831	96,484	545,294	-
借入金	279,234	266,562	234,401	218,983	205,683	1,640,116
合計	16,138,205	789,405	591,232	315,467	750,977	1,640,116

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約による J A 退職給付制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△72,037 千円	
① 退職給付費用	△20,538 千円	
② 退職給付の支払額	385 千円	
③ 特定退職金共済制度への拠出金	13,006 千円	
調整額合計	<u>△7,147 千円</u>	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△79,184 千円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△269,627 千円	
② 特定退職金共済制度（J A 全国共済会）	190,443 千円	
③ 未積立退職給付債務	△79,184 千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△79,184 千円	
⑤ 退職給付引当金	△79,184 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	20,538 千円
② 臨時に支払った割増退職金	<u>682 千円</u>
合計	21,221 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した額は、特例業務負担金 6,064 千円となっています。

また、翌事業年度以降において負担することが見込まれる特例業務負担金の総額は、38,292 千円（令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの負担金将来見込額）となっています。

7. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	-千円
賞与引当金	5,022 千円
退職給付引当金	22,472 千円
役員退職慰労引当金	19,041 千円
減価償却超過額	8,650 千円
外部出資損失引当金	142 千円
未払事業税	<u>1,124 千円</u>
繰延税金資産小計	56,451 千円
評価性引当額	<u>△ 19,183 千円</u>
繰延税金資産合計	37,268 千円
繰延税金資産の純額	<u>37,268 千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.02%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.49%
事業分量配当金	△18.54%
住民税均等割・事業税率差異等	3.65%
各種税額控除等	0.00%
評価性引当額の増減	3.88%
その他	6.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.26%

(3) 税率の変更による繰延税金資産への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は51千円減少し、法人税等調整額は51千円増加しております

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

○令和5年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社 3社
有限会社中春別マシンセンター
有限会社ジェイエー・ワンブ
株式会社なかしゅんべつ未来牧場

(2) 連結される子会社の事業年度に関する事項

- ① 連結される子会社の決算日は次のとおりです。
3月末日 3社
- ② 当JA及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年3月末日であります。
連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

(3) 連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項

当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

- ① 全部時価評価法
連結子会社の資産及び負債の全てを、支配を獲得した日の公正な評価額により評価する方法

(4) のれんの償却方法及び償却期間

連結子会社の設立時に100%取得しているため、のれんは発生しておりません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金となっております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 総平均法による原価法
- ② その他有価証券
[時価のないもの] 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購入品 売価還元法による原価法。
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ② 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産含む)
定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物付属設備除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法) を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準によりつぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者 (以下「破綻先」という) に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者 (以下「実質破綻先」という) に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込み額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 (以下「破綻懸念先」という) に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同

様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業（農業関連・生活その他）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額収益を認識して、販売手数料として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 28,456 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 - 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等につ

いては、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 23,563 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は229,699千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物 144,034 千円 構築物 23,372 千円 車両運搬具 40,258 千円 機械装置 22,035 千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務用自動車、信用端末器、信用システム、共済端末機、パソコン、石油ローリー車、コピー機、自動洗車機、スタンド機器、ATM、コンピューターサーバーについては、リース契約により使用しております。

リース債権並びにリース債務残高のうち、転貸リース取引については、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上しており、その内訳は以下の通りです。

リース債権 358,854 千円

リース債務 358,854 千円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 -千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 -千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他組合の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち破産更生債権及びこれに準ずる債権はありません。危険債権額は 41,171 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額は 54,797 千円、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計は

（①及び②の合計額）は 95,968 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたら

される信用リスクに晒されています。借入金は、組合員の貸出の原資として借入れた、北海道、全国土地改良事業団体連合会、(株)日本政策金融公庫からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.60%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,019千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスク管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	15,215,852	15,226,431	10,579
貸出金	5,992,342		
貸倒引当金(*1)	△16,756		
貸倒引当金控除後	5,975,586	5,978,264	2,678
経済事業未収金	1,634,293		
貸倒引当金(*2)	△5,782		
貸倒引当金控除後	1,628,511	1,628,511	-
資産計	22,819,949	22,833,206	13,257
貯金	17,213,548	17,344,325	130,777
借入金	3,120,596	3,025,217	▲95,379
経済事業未払金	2,730,860	2,730,860	-
負債計	23,065,004	23,100,402	35,398

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています

(*2)経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価

値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

④ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額 (単位：千円)

外部出資(*)	1,622,833
外部出資等損失引当金	△500
引当金控除後	1,622,118

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

ま

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	15,215,852	-	-	-	-	-
貸出金(*1)(*2)	869,222	574,523	536,882	486,356	449,890	3,075,469
経済事業未収金	1,634,293	-	-	-	-	-
合 計	17,719,367	574,523	536,882	486,356	449,890	3,075,469

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 168,471 千円については「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 54,797 千円は償還の予定が見込めないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (*1)	15,851,001	456,468	541,689	154,751	209,639	-
借入金	310,403	278,524	265,854	233,694	218,278	1,813,843
合 計	16,161,404	734,992	807,543	388,445	427,917	1,813,843

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職給付制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△67,189 千円	
① 退職給付費用	△18,764 千円	
② 退職給付の支払額	1,210 千円	
③ 特定退職金共済制度への拠出金	12,706 千円	
調整額合計	<u>△4,848 千円</u>	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△72,037 千円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△252,403 千円	
② 特定退職金共済制度（J A全国共済会）	180,366 千円	
③ 未積立退職給付債務	△72,037 千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△72,037 千円	
⑤ 退職給付引当金	△72,037 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	21,378 千円
② 臨時に支払った割増退職金	<u>9,790 千円</u>
合計	31,168 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した額は、特例業務負担金 5,750 千円となっています。

また、翌事業年度以降において負担することが見込まれる特例業務負担金の総額は、44,758 千円（令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの負担金将来見込額）となっています。

7. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	0 千円
賞与引当金	4,556 千円
退職給付引当金	19,926 千円
役員退職慰労引当金	16,243 千円
減価償却超過額	8,876 千円
外部出資損失引当金	138 千円
未払事業税	<u>1,561 千円</u>
繰延税金資産小計	51,300 千円
評価性引当額	<u>△ 16,382 千円</u>
繰延税金資産合計	34,918 千円
繰延税金資産の純額	<u>34,918 千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.07%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.71%
事業分量配当金	△14.10%
住民税均等割・事業税率差異等	1.39%
各種税額控除等	0.00%
評価性引当額の増減	△4.70%
その他	9.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.36%

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■ 連結剰余金
(2事業年度分)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
1. 資本剰余金期首残高	1,734
2. 資本剰余金増加高	0
3. 資本剰余金減少高	0
4. 資本剰余金期末残高	1,734
(利益剰余金の部)	
1. 利益剰余金期首残高	1,898,799
2. 利益剰余金増加高	46,413
当期剰余金	46,413
3. 利益剰余金減少高	98,620
配当金	98,620
4. 利益剰余金期末残高	1,846,592

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
1. 資本剰余金期首残高	1,734
2. 資本剰余金増加高	0
3. 資本剰余金減少高	0
4. 資本剰余金期末残高	1,734
(利益剰余金の部)	
1. 利益剰余金期首残高	1,869,256
2. 利益剰余金増加高	135,001
当期剰余金	135,001
3. 利益剰余金減少高	98,499
配当金	98,499
4. 利益剰余金期末残高	1,905,758

4. 農協法に基づく開示債権の状況

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額			
危険債権額			
要管理債権額	55		-55
三月以上延滞債権額	55		-55
貸出条件緩和債権額			
小計	55		-55
正常債権額	6,040	5,695	-345
合計	6,095	5,695	-400

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額を

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

5. 連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収支(事業収益)	8,433	6,543	6,878	6,658	6,611
信用事業収益	187	179	181	173	167
共済事業収益	72	72	69	67	67
農業関連事業収益	6,998	5,024	5,386	5,367	5,296
その他事業収益	1,176	1,268	1,242	1,051	1,081
連結経常利益	226	226	100	149	65
連結当期剰余金	180	196	85	135	46
連結純資産額	3,267	3,374	3,353	3,392	3,362
連結総資産額	26,637	27,156	27,233	27,734	27,585
連結自己資本比率	25.93%	26.58%	26.47%	26.82%	27.17%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

6. 連結事業年度の事業別経常収支等

(単位:百万円)

		令和5年度	令和6年度
信用事業	経常収益	173	167
	経常利益	185	130
	資産の額	21,666	21,531
共済事業	経常収益	67	67
	経常利益	66	66
	資産の額	1	1
農業関連事業	経常収益	5,367	5,296
	経常利益	656	657
	資産の額	2,536	2,858
その他事業	経常収益	1,051	1,081
	経常利益	247	217
	資産の額	3,531	3,482
合 計	経常収益	6,658	6,611
	経常利益	1,154	1,070
	資産の額	27,734	27,872

7. 連結自己資本の充実の状況

連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における自己資本比率は、27.17%となりました。
連結自己資本は、組合員の普通出資(のほか、回転出資)による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	中春別農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的 項目に算入した額	3,373百万円(前年度3,402百万円)

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位: 百万円、%)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,379	3,349
うち、出資金及び資本準備金の額	1,502	1,538
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	1,906	1,846
うち、外部流出予定額 (△)	-18	-19
うち、上記以外に該当するものの額	-11	-17
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	23	24
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	23	24
うち、適格引当金コア資本算入額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,402	3,373
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額		
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く) の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く) の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る 10% 基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る) に関連す るものの額		
特定項目に係る 15% 基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額		

うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	3,402	3,373
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	10,338	11,582
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	2,343	828
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	12,682	12,410
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	26.82%	27.17%

注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、
オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	現金	77		
	我が国の中央政府及び 中央銀行向け			
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け			
	地方公共団体金融機構向け			
	我が国の政府関係機関向け			
	地方三公社向け			
	金融機関及び第一種金融商品取引業 者向け	14,251	3,048	122
	法人等向け	278	278	11
	中小企業等向け及び 個人向け	183	123	5
	抵当権付住宅ローン	150	45	2
	不動産取得等事業向け			
	三月以上延滞等	14	21	1
	取立未済手形	354	71	3
	信用保証協会等保証付	5,238	522	21
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付			
	共済約款貸付			
	出資等	935	935	37
	(うち出資等のエクスポージャー)	935	935	37
	(うち重要な出資のエクスポージャー)			
	上記以外	4,604	4,638	185

(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもに係るエクスポージャー)			
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	798	790	32
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	28	70	3
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)			
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,778	3,778	151
証券化			
(うちSTC要件適用分)			
(うち非STC適用分)			
再証券化			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
(うちルックスルー方式)			
(うちマンドレート方式)			
(うち蓋然性方式250%)			
(うち蓋然性方式400%)			
(うちフォールバック方式)			
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	27,074	9,681	387
CVAリスク相当額÷8%			
中央清算機関関連エクスポージャー			
合計(信用リスク・アセットの額)	27,074	9,681	387

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た 額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	2,343	94
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	12,682	507

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	現金	63		
	我が国の中央政府及び 中央銀行向け			
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け			
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			
	国際開発銀行向け			

地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	15,578	3,116	125
(うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け)			
ガバード・ボンド向け			
法人等向け(特定貸付債権向けを含 む。)			
(うち特定貸付債権向け)			
中堅中小企業等向け及び個人向け	618	490	20
(うちトランザクター向け)	3	1	
不動産関連向け	148	54	2
(うち自己居住用不動産等向け)	148	54	2
(うち賃貸用不動産向け)			
(うち事業用不動産関連向け)			
(うちその他不動産関連向け)			
(うちADC向け)			
劣後債券及びその他資本性証券等			
延滞等向け(自己居住用不動産関連 向けを除く。)			
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞			
取立未済手形	1		
信用保証協会等による保証付	4,886	487	19
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付			
株式等	936	936	37
共済約款貸付			
上記以外	4,453	5,695	228
(うち重要な出資のエクスポ ージャー)			
(うち他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資等及 びその他外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエ クスポージャー)			

(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	798	1,996	80
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	30	75	3
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)			
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,625	3,625	145
証券化			
(うちSTC要件適用分)			
(短期STC要件適用分)			
(うち不良債権証券化適用分)			
(うちSTC・不良債権証券化適用対象)			
再証券化			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
(うちルックスルー方式)			
(うちマンドート方式)			
(うち蓋然性方式250%)			
(うち蓋然性方式400%)			
(うちフォールバック方式)			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	26,683	10,778	431
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)			
中央清算機関関連エクスポージャー			
合計(信用リスク・アセットの額)	26,683	10,778	431
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して 得た額 a		所要 自己資本額 b=a×4%

オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得 た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	828	33
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	12,410	496

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	2024年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	147
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	6
BI	98
BIC	12

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 注4) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 注5) オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

リスク管理の手法及び手続の概要

連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。

なお、JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 〇)をご参照ください。

① 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業	1,569	1,569	－		1,487	1,487	－	
	林業			－				－	
	水産業			－				－	
	製造業			－				－	
	鉱業			－				－	
	建設・不動産業			－				－	
	電気・ガス・熱供給・水道業			－				－	
	運輸・通信業			－				－	
	金融・保険業	15,635	43			15,618	42		
	卸売・小売・飲食・サービス業	35	35	－		37	37	－	
	日本国政府・地方公共団体								
	上記以外	970	35			1,763	29		
	個 人	4,325	4,325		14	4,058	4,058		
その他		3,741	67	－		3,720	37	－	
業種別残高計		26,275	6,074		14	26,683	5,690		
1年以下		15,316	78		－	15,652	76		－
1年超3年以下		246	246		－	215	215		－
3年超5年以下		438	438		－	426	426		－
5年超7年以下		423	423		－	460	460		－
7年超10年以下		812	812		－	1,163	1,163		－
10年超		3,788	3,788		－	3,109	3,109		－
期限の定めのないもの		6,050	289		－	5,658	241		－
残存期間別残高計		27,073	6,074		－	26,683	5,690		－
信用リスク 期末残高		27,073	6,074		－	26,683	5,690		－

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

注5) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	年度						年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	25	24		25	-1	24	24	22		24	-2	22
個別貸倒引当金	35			35	-35							

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

		年度						年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業												
	林業												
	水産業												
	製造業												
	鉱業												
	建設・不動産業												
	電気・ガス・熱供給・水道業												
	運輸・通信業												
	金融・保険業												
	卸売・小売・飲食・サービス業												
	上記以外												
個人		35				0							
業種別計		35				0							

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:百万円)

単位：百千万円

項目	2024年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バ ランス資 産 項目	オフ・バ ランス資 産 項目	オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	信用リス ク・ア セットの 額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	63		63			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0						
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0						
外国の中央政府等以外の公共部門向 け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	20～150	15,578		15,578		3,116	
（うち第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け）	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け(特定貸付債権向けを含 む。)	20～150						
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	603	145	582	14	491	
（うちトランザクター向け）	45		32		3	1	
不動産関連向け	20～150	148		146		54	
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	148		145		54	
（うち賃貸用不動産向け）	30～150						
（うち事業用不動産関連向け）	70～150						
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うちADC向け）	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け(自己居住用不動産関連 向けを除く。)	50～150						
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	1		1			
信用保証協会等による保証付	0～10	4,886		4,869		487	
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	10						
株式等	250～400	935		935		935	

共済約款貸付	0						
上記以外	100～1250	4,416	37	4,416	37	5,695	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400						
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	798		798		1,996	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	30		30		75	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
(うち上記以外のエクスポージャー)	100	3,587	37	3,587	37	3,625	
証券化	—						
(うちSTC要件適用分)	—						
(短期STC要件適用分)	—						
(うち不良債権証券化適用分)	—						
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—						
合計(信用リスク・アセットの額)	—					10,778	

注1) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他							合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け													
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他						合計
我が国の地方公共団体向け													
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け													
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他						合計
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他					合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	15,578												15,578
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)													
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他					合計
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他				合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)													
(うち特定貸付債権向け)													
	100%	150%	250%	400%	その他								合計
劣後債券及びその他資本性証券等													
株式等			935										935
	45%	75%	100%	その他									合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	3	151		442									596
(うちトランザクター向け)	3												3
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け)					139						7		146
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他		合計
不動産関連向け (うち賃貸用不動産向け)													
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他							合計
不動産関連向け (うち事業用不動産関連向け)													
	60%	その他											合計
不動産関連向け (うちその他不動産関連向け)													
	100%	150%	その他										合計

不動産関連向け (うちADC向け)													
	50%	100%	150%	その他									合計
延滞等向け(自己居住用不動産関連 向けを除く。)													
自己居住用不動産等向けエクスポー ージャーに係る延滞													
	0%	10%	20%	100%	その他								合計
現金	63												63
取立未済手形			1										1
信用保証協会等による保証付		4,869											4,869
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付													
共済約款貸付													

注1) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		2023年度
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	115
	リスク・ウェイト2%	
	リスク・ウェイト4%	
	リスク・ウェイト10%	5,221
	リスク・ウェイト20%	15,638
	リスク・ウェイト35%	105
	リスク・ウェイト50%	
	リスク・ウェイト75%	165
	リスク・ウェイト100%	4,990
	リスク・ウェイト150%	14
	リスク・ウェイト250%	826
	その他	
リスク・ウェイト 1250%		
自己資本控除額		
合 計		27,074

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャー

⑧ 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	20,690			20,650
40%～70%		32	0	3
75%	148	98	0	158
80%				
85%	439	15	0	441
90%～100%				
105%～130%				
150%				
250%	936			936
400%				
1250%				
その他	2			1
合 計	22,215	145	0	22,189

注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

（４）信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。

J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 73）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け		
我が国の政府関係機関向け		
地方三公社向け		
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		
法人等向け		
中小企業等向け及び個人向け	18	
抵当権付住宅ローン		43
不動産取得等事業向け		
三月以上延滞等		
証券化		
中央清算機関関連		
上記以外		
合 計	18	43

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(単位:百万円)

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)			
中堅中小企業等向け及び個人向け			

自己居住用不動産等向け			
賃貸用不動産向け			
事業用不動産関連向け			
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
証券化			
中央清算機関関連			
上記以外			
合計			

注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注2) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

注5) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当 J A は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においては J A のリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。

J A の信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (p. 77) を参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。

JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 78）を参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場				
非上場	1,733	1,733	1,734	1,734
合計	1,733	1,733	1,734	1,734

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー		
マンドート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 81）を参照ください。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	7	0	0
2	下方パラレルシフト	26	0	15	4
3	スティープ化	0	4		
4	フラット化	20	10		
5	短期金利上昇	11	11		
6	短期金利低下	2	22		
7	最大値	26	22	15	4
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,373		3,402	

Ⅶ. 役員等の報酬体系（任意・努力義務）

1. 役員

（１）対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

（２）役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の２種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：百万円）

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	35	0

（注1）対象役員は、理事9名、監事3名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

（３）対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員〇人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(2) 報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

当JAの職員の報酬等は、給与、賞与及び退職給与となっており、それぞれ理事会で定めた給与規程等に基づき、給与については毎月所定の支給日に、賞与については6月と12月に、退職金については退職後速やかに職員指定の口座に振り込みの方法で現金支給しています。

令和6年度における対象職員等に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

対象職員等(注1)に対する報酬等	支給総額(注2)		
	報酬・給与等	賞与	退職慰労金・退職金
当JAの職員	219	52	1

(注1)対象職員等に該当する者は、当JAの職員89人、(いずれも当期に退職した者を含みます)。

(注2)賞与及び退職慰労金・退職金については、本年度に実際の支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(注3)「同等額」は、令和6年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(3) 報酬等の決定等について

当JAの職員の給与は、年令を基準とする本人給並びに職務および職務遂行能力を基準とした職能給を併せた基本給と各種の役職と生活補助のための付加級(諸手当)からなっています。

賞与は、基本給をベースに労使交渉を踏まえて設定した月数を乗じて決定しており、退職給与は、基本給に勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額により算定しています。

いずれも労使交渉を踏まえて理事会が決定する給与規程、退職給与規程の定めるところに従って決定・管理されます。

3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあ

VIII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月13日
中春別農業協同組合
代表理事組合長 西川寛稔

Ⅸ. 沿革・歩み

旧根釧パイロットファーム開拓農業協同組合のあしあと

根室・釧路両町にまたがる未開の原野、30万ヘクタールを、昭和28年春に来日した世界銀行調査団が、将来の有望性に着目し、多額の国内資金を集中投入し、新しい開発方式(機械開墾建て売り方式)による、開発が実施された。

昭和31年から昭和39年までに、361戸の入植を見たが、農業を取り巻く諸情勢の変遷により、当初計画での営農安定は困難となり、昭和40年に計画変更が承認され、昭和48年より、農村施設等総合整備事業計画を取り組む等、時代に即応した営農の拡充伸展に努めてきた。
(組合設立 昭和31年 3月15日)

旧中春別農業協同組合のあしあと

明治末期の第1期北海道拓殖時代を経て、昭和30年のピーク時には、300戸を有するまでに入植者があつた。昭和22年の農業協同組合法に基づいて、別海村農業会が解散して設立された。

・昭和6・7年と、2ヶ年に亘る未曾有の冷害凶作と農業恐慌に災いされ、離農者が続出する結果となり、逐次有畜農業に移行されるも、昭和31年・32年の大冷害には、甚大な被害を蒙り、組合員の経営は大変厳しく離農者が続出した。
・酪農近代化への転換が急がれ、昭和38年より第一次農業構造改善事業、昭和45には第二次農業構造改善事業を実施し、組合員の酪農経営拡充に努めてきた。
(組合設立 昭和23年 3月23日)

新設合併のあゆみ 根釧パイロットファーム中春別農業協同組合 (組合設立 昭和49年7月1日)

両農協は、組合員の経済的、社会的地位向上に努めて来たが、厳しく移り変わる社会経済の変遷に対応するため、組合員負担の増大、両農協の事業増大と、農協が果たすべき役割は、同一である条件等から、組合員の諸要望に対応して地域の総合発展に寄与するため新設合併となった。

- ・ 昭和48年 新酪農村建設事業に着手する。
- ・ 昭和58年8月1日 中春別農業協同組合へ名称変更する。

X. ディスクローチャー誌の記載項目について

このディスクローチャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。
なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

<組合単体 農業協同組合法施行規則第204条関係>

開示項目	記載項目	開示項目	記載項目
●概況及び組織に関する事項		・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額 ・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高 ・主要な農業関係の貸出実績 ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 ・貯貸率の期末値及び期中平均値	
○業務の運営の組織 ○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 ○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称 ○事務所の名称及び所在地 ○特定信用事業代理業者に関する事項	I-3① I-3⑤ I-3⑥ I-3⑦ I-3⑧	◇有価証券に関する指標 ・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高 ・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高 ・有価証券の種類別の平均残高 ・貯証率の期末値及び期中平均値	
●主要な業務の内容		●業務の運営に関する事項	
○主要な業務の内容	I-2	○リスク管理の体制 ○法令遵守の体制 ○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	I-5 I-5 I-4 I-5
●主要な業務に関する事項		●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
○直近の事業年度における事業の概況 ○直近の5事業年度における主要な業務の状況 ・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計) ・経常利益又は経常損失 ・当期剰余金又は当期損失金 ・出資金及び出資口数 ・純資産額 ・総資産額 ・貯金等残高 ・貸出金残高 ・有価証券残高 ・単体自己資本比率 ・剰余金の配当の金額 ・職員数	II-1 II-2	○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 ○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ・危険債権 ・三月以上延滞債権 ・貸出条件緩和債権 ・正常債権	II-3 III-5
○直近の2事業年度における事業の状況 ◇主要な業務の状況を示す指標 ・事業粗利益及び事業粗利益率 ・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや ・受取利息及び支払利息の増減 ・総資産経常利益率及び資本経常利益率 ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 ◇貯金に関する指標 ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 ◇貸出金等に関する指標 ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	III-2,3,4,6	○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額 ○自己資本の充実の状況 ○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 ・有価証券 ・金銭の信託 ・デリバティブ取引 ・金融等デリバティブ取引 ・有価証券店頭デリバティブ取引 ○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ○貸出金償却の額 ○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	該当なし V III-7

<連結(組合及び子会社等) 農業協同組合法施行規則第205条関係>

開示項目	記載項目	開示項目	記載項目
●組合及びその子会社等の概況		○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 ○組合の子会社等に関する事項 ・名称 ・主たる営業所又は事務所の所在地 ・資本金又は出資金 ・事業の内容 ・設立年月日 ・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 ・組合の1の子会社等以外の子会社等有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	VI-1(1) VI-1(2)	・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計) ・経常利益又は経常損失 ・当期利益又は当期損失 ・純資産額 ・総資産額 ・連結自己資本比率	VI-5
●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの		●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
○直近の事業年度における事業の概況	VI-2	○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書 ○債権等のうち次に掲げるものの額およびその合計額 ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ・危険債権 ・三月以上延滞債権 ・貸出条件緩和債権 ・正常債権 ○自己資本の充実の状況 ○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	VI-3 VI-4 VI-7 VI-6

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	記載項目
○ 自己資本の構成に関する開示事項	V-1
○ 定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	I-6②
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	I-6②
・信用リスクに関する事項	I-5①、V-3①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-4①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・CVAリスクに関する事項	V-7
・マーケット・リスクに関する事項	V-8
・オペレーショナル・リスクに関する事項	I-5④、V-9
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-10①
・金利リスクに関する事項	V-12
○ 定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	V-2
・信用リスクに関する事項	V-3②~⑧
・信用リスク削減手法に関する事項	V-4②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	V-10②~⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	V-11
・金利リスクに関する事項	V-12

<連結(組合及び子会社等) 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	ページ
○ 自己資本の構成に関する開示事項	VI-7(1)
○ 定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	VI-1,2
・自己資本調達手段の概要	VI-7
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	VI-7
・信用リスクに関する事項	VI-7(3)①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(4)①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(5)
・証券化エクスポージャーに関する事項	VI-7(6)
・CVAリスクに関する事項	VI-7(7)
・マーケット・リスクに関する事項	VI-7(8)
・オペレーショナル・リスクに関する事項	VI-7(9)
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(10)①
・金利リスクに関する事項	VI-7(12)①
○ 定量的開示事項	
・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	VI-7(1)
・自己資本の充実度に関する事項	VI-7(2)
・信用リスクに関する事項	VI-7(3)②~⑧
・信用リスク削減手法に関する事項	VI-7(4)②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	VI-7(5)
・証券化エクスポージャーに関する事項	VI-7(6)
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	VI-7(10)②~⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	VI-7(11)
・金利リスクに関する事項	VI-7(12)②